滋賀県既存建築物耐震改修促進計画

平成２８年３月　策定

令和　３年３月　修正

滋　賀　県

目　次

１ 計画概要
1.1　計画の趣旨 ･･･ 1
1.2　計画の目的 ･･･ 2
1.3　計画の位置付け ･･･ 2
1.4　計画の役割 ･･･ 2
1.5　計画の期間 ･･･ 2
1.6　耐震改修促進法改正の概要 ･････････････････････････････････ 3
1.7　本計画で扱う建築物の定義 ･････････････････････････････････ 4

２ 滋賀県における想定地震
2.1　想定される地震の規模 ･････････････････････････････････････ 8
2.2　想定される被害の状況 ･････････････････････････････････････ 9

３ 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
3.1　住宅の耐震化の現状 ･･････････････････････････････････････ 12
3.2　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状 ･･････････････････ 17
3.3　耐震診断が義務化された建築物の耐震化の現状 ･････････････････ 19
3.4　公共建築物の耐震化の現状 ･････････････････････････････････ 20
3.5　耐震改修等の目標の設定 ･･･････････････････････････････････ 21
3.6　住宅の耐震化の目標 ･･･････････････････････････････････････ 22
3.7　多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 ･･････････････････････ 24
3.8　公共建築物の耐震化の目標 ･･････････････････････････････････ 26

４ 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
4.1　基本的な取組方針 ･･･ 27
4.2　促進を図るための支援策 ･･･････････････････････････････････ 29
4.3　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 ･････ 35
4.4　地震時の建築物の総合的な安全対策 ･････････････････････････ 37
4.5　特定優良賃貸住宅の空き家の活用 ･･･････････････････････････ 40
4.6　地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 ･･････････････ 40

５ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
5.1　地震リスクマップの周知・啓発 ･･････････････････････････････ 41
5.2　パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進 ･･･････････････････ 42
5.3　自治会等との連携 ･･･ 43
5.4　減災教育による人材育成 ･･･････････････････････････････････ 43

６ 法令に基づく指導・助言または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項
6.1　耐震改修促進法による指導等の実施 ･････････････････････････････ 44
6.2　建築基準法による勧告または命令等の実施 ･････････････････････ 50
6.3　耐震改修を促進するための連携 ･････････････････････････････････ 50

７ その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項
7.1　市町が定める耐震改修促進計画に定める事項 ･････････････････････ 51
7.2　その他耐震改修を促進するための事項 ･････････････････････････ 51

附　表 ･･･ 52

参考資料　用語解説集 ･･･ 62

1 計画概要

1.1 計画の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では地震により多くの尊い命が奪われ、その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しました。最近では、平成23年3月に発生した東日本大震災が記憶に新しいところです。

阪神・淡路大震災において、地震による直接的な死者数は5,502人でしたが、その約９割の4,831人が、住宅・建築物の倒壊等によるものとされています。さらに、倒壊した建築物により避難経路が閉ざされ、避難が出来ない事態や、救助の遅れなど、建築物倒壊による二次的な被害があったことも指摘されています。

このため、県は市町と協力し、地震被害軽減対策の中でも最も効果的とされている住宅・建築物の耐震化に取り組んできたところです。

平成21年に公表された国の調査結果によると、本県において最大の被害が予想される琵琶湖西岸断層帯地震の発生確率は以前より低くなったものとされていますが、大地震はいつ、どこで発生するかわからないうえ、発生すると甚大な被害をもたらすおそれがあります。

一方で、東日本大震災においては、津波による被害に注目が集まりましたが、地震動による被害も決して小さいものではなく、大規模建築物の利用者に死傷者が出たほか、庁舎が使用不能になるなどの被害があったため、多数の者が利用する建築物や、防災上重要な機能を果たす建築物の耐震化の重要性があらためて認識されるようになりました。

平成25年には南海トラフ巨大地震の発生確率が30年間で70％に見直され、国の被害想定によれば、その発生による太平洋側への被害は広域かつ甚大なものになり、県内の地域にも大きな被害が及ぶものとされています。

これを受けて、同年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」といいます。）が改正され、不特定多数の者が利用する建築物など、一部の建築物について耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修に対する取組みが強化されました。

さらに、平成27年6月の国土強靭化基本計画の閣議決定を受け、国土強靭化推進本部において、「国土強靭化アクションプラン2015」が決定され、この中で、住宅の耐震化率を平成25年時点の82％から、令和2年までに95％、多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成25年の85％から、令和2年までに95％まで引き上げることを目標とするという方針が示されました。

本計画は、平成19年に住宅・建築物の耐震化に関する総合的な計画として策定した「滋賀県既存建築物耐震改修促進計画」の効果を検証し、平成25年に改正された耐震改修促進法に基づく新たな計画として策定するものです。

1.2　計画の目的

本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とします。

1.3　計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法の第5条および国が定めた基本方針に基づき、建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する総合的な計画として作成します。

具体的には、本計画の上位計画にあたる滋賀県地域防災計画に定められている事項※を考慮し、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化を重点的に推進するとともに、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を行い、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進のための指針として位置付けます。

また、市町は、国が定めた基本方針および本計画に基づき、各々の市町の区域内における建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画を定めることとします。

図表1-1　本計画の位置付け

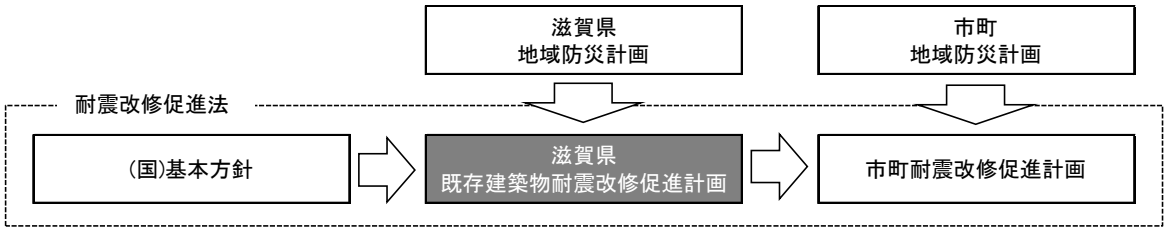

※　「滋賀県地域防災計画(震災対策編)」における「災害に強い基盤づくりの推進」のうち、「都市の防災構造化と建物等の安全化」における「公共建築物等の耐震化の推進」「一般建築物の耐震化の推進」ならびに「建物等に附属する施設等の安全性の向上」

1.4　計画の役割

本計画は、滋賀県、県内各所管行政庁およびその他の市町、建築関係団体、建築物所有者、建築物技術者等がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図り、耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するためのマスタープラン（基本計画）とします。

1.5　計画の期間

本計画の実施期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

なお、本計画で定めた目標については、5年目に進捗状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行います。

1.6　耐震改修促進法改正の概要

平成25年11月施行の法改正で、建築物の耐震改修を促進する取組みを強化する措置が講じられました。

この法改正の主な内容は、以下のとおりです。

①不特定多数が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物および危険物貯蔵場・処理場のうち大規模なものについて、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが法律で義務付けられました。**（要緊急安全確認大規模建築物）**

②都道府県が指定することで、学校、集会場および病院等の防災拠点となる建築物について耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。また、都道府県または市町村が、通行を確保すべき道路として指定することで、その沿道の建築物について、耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。

（要安全確認計画記載建築物）

③耐震改修を円滑に促進するために、耐震性に係る表示制度の創設、認定された耐震改修の計画について容積率・建ぺい率の特例および区分所有建築物（マンション等）の大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和などの措置が設けられました。

1.7　本計画で扱う建築物の定義

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法が改正され、法改正前の**「特定建築物」**は、その一部の用途で規模の大きいものについて、耐震診断の義務化の対象となる**「要緊急安全確認大規模建築物」**と定められ、それ以外を**「特定既存耐震不適格建築物」**とすることが定められました。また、都道府県または市町村の計画で指定することにより、耐震診断の義務化の対象となる**「要安全確認計画記載建築物」**が定められました。その他、本計画で扱う建築物の定義は次のとおりです。（図表 1-2）

図表 1-2　建築物定義の構成

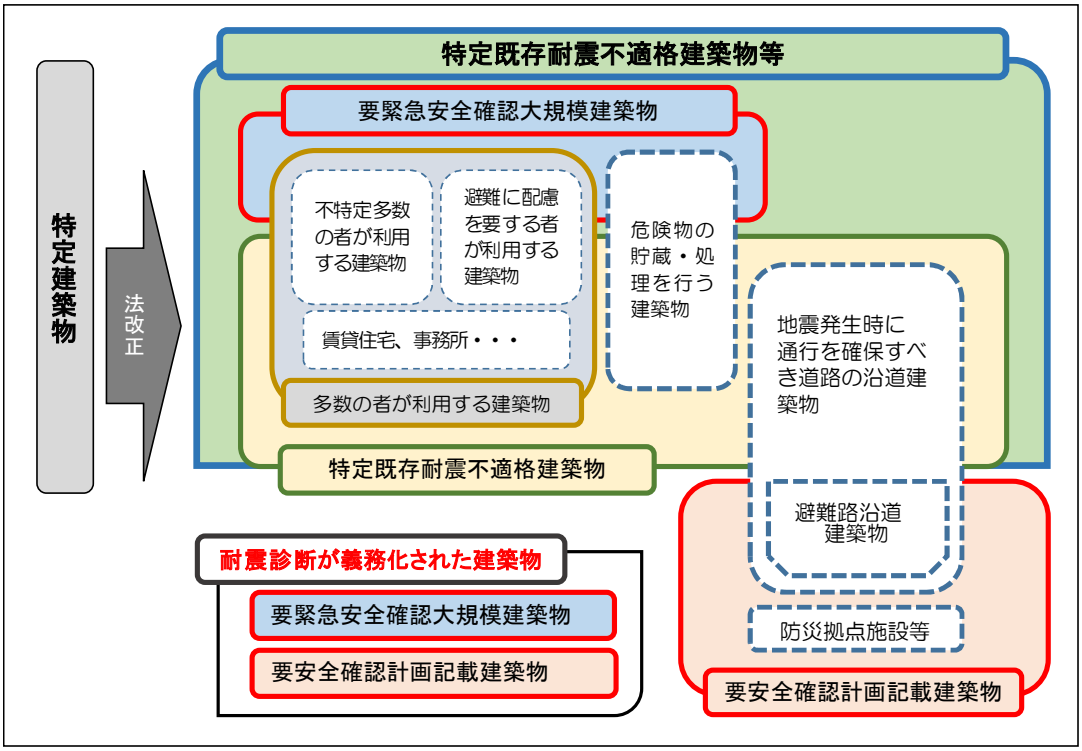

(1)　要緊急安全確認大規模建築物と特定既存耐震不適格建築物

平成 25 年の耐震改修促進法の改正に伴い、法改正前の定義で**「特定建築物」**であったものが、その用途・規模により細分化され、多数の者が利用する、または危険物の貯蔵・処理を行う建築物で大規模なものが**「要緊急安全確認大規模建築物（附則第 3 条）」**、それ以外のものが**「特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 1 号，2 号，3 号）」**と定められました。また、本計画ではこれらを総称して**「特定既存耐震不適格建築物等」**と呼ぶこととします。

(2)　要安全確認計画記載建築物（法第 7 条第 1 号，第 2 号、第 3 号）

大地震時の広域的な避難等に必要な道路の通行を確保するため、都道府県または市町村が道路を指定し、その沿道建築物の耐震診断を義務付けることができるようになりました。また、病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物として都道府県が指定したものについても、耐震診断を義務付けることができるようになりました。これらを総称し**「要安全確認計画記載建築物」**と定められました。

(3)　多数の者が利用する建築物

特定既存耐震不適格建築物等のうち、一部の用途については**「多数の者が利用する建築物」**とされており、国の基本方針でもこの語が用いられています。（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

前計画においては、**「特定建築物」**全体の耐震化率について目標値を定めていましたが、国の基本方針に基づき、**「多数の者が利用する建築物」**の耐震化率についての目標値を定めます。

(4)　地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路には、都道府県や市町村が沿道建築物を耐震診断義務付けの対象として指定した道路と、耐震診断・改修の努力義務の対象として指定した道路があります。

県は、特に沿道建築物の耐震化を進めるべき道路として、平成25年に改正された耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、一部の道路を指定（図表1-3、1-4）し、当該道路にその敷地が接する倒壊することにより道路をふさぐおそれのある住宅・建築物（図表1-5）で昭和56年5月31日以前に着工されたものに耐震診断とその結果の報告を義務付けています。本計画ではこれらを**「避難路沿道建築物」**と呼ぶこととします。

図表1-3　耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定する道路図

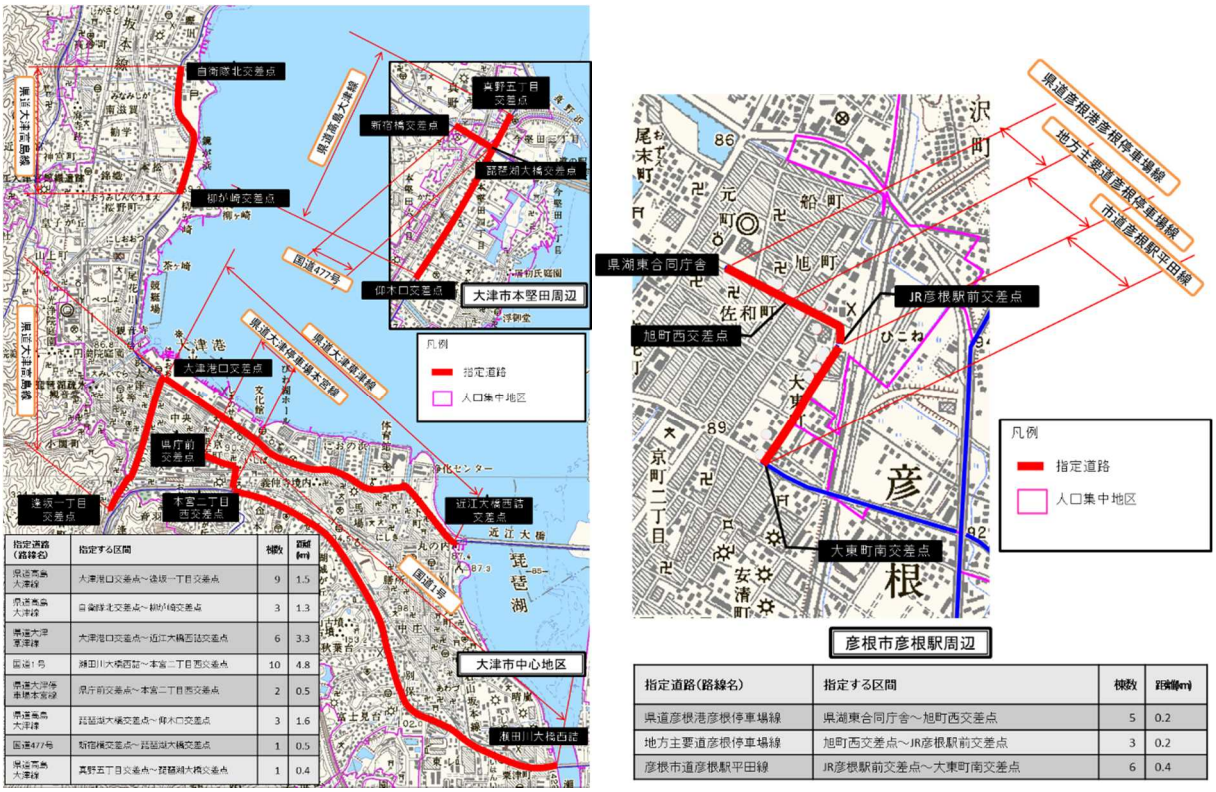

指定道路（路線名）	指定する区間	棟数	距離(km)
県道高島大津線	大津港口交差点～逢坂一丁目交差点	9	1.5
県道高島大津線	自衛隊北交差点～柳が崎交差点	3	1.3
県道大津草津線	大津港口交差点～近江大橋西詰交差点	6	3.3
国道1号	瀬田川大橋西詰～本宮二丁目西交差点	10	4.8
県道大津停車場本宮線	県庁前交差点～本宮二丁目西交差点	2	0.5
県道高島大津線	琵琶湖大橋交差点～仰木口交差点	3	1.6
国道477号	新宿橋交差点～琵琶湖大橋交差点	1	0.5
県道高島大津線	真野五丁目交差点～琵琶湖大橋交差点	1	0.4

指定道路(路線名)	指定する区間	棟数	距離(km)
県道彦根港彦根停車場線	県湖東合同庁舎～旭町西交差点	5	0.2
地方主要道彦根停車場線	旭町西交差点～JR彦根駅前交差点	3	0.2
彦根市道彦根駅平田線	JR彦根駅前交差点～大東町南交差点	6	0.4

図表1-4　道路をふさぐおそれがある住宅･建築物の敷地が接する道路

指定道路	滋賀県緊急輸送道路ネットワークに定める第 1 次緊急輸送道路のうち、附表-1 に示す区間
耐震診断結果の報告期限	平成 30 年 12 月 31 日
耐震診断結果の報告先	建築物所在地を所轄する所管行政庁

図表 1-5　道路をふさぐおそれがある住宅･建築物

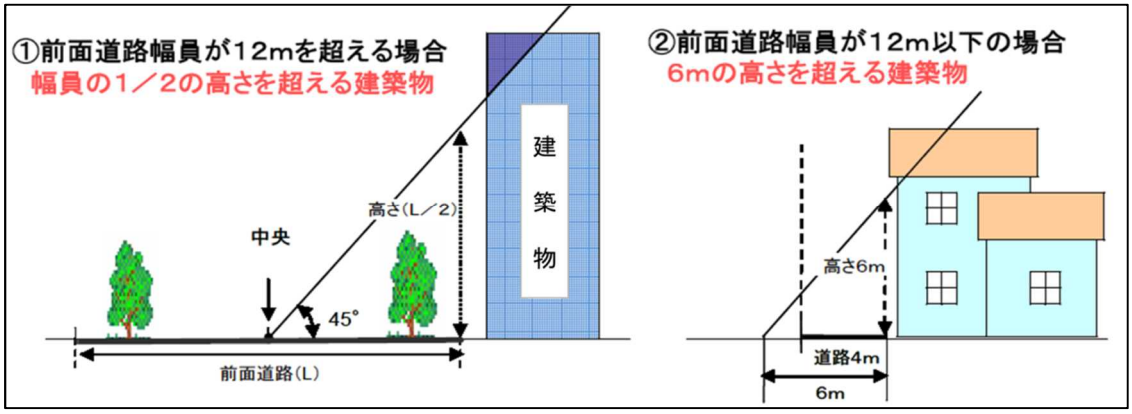

出典：「国土交通省ウェブサイト」

また、地震発生時に通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号）として、その沿道建築物を耐震診断・改修の努力義務の対象とする道路は「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書（平成25年2月策定滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会制定）」で定めた第1次、第2次緊急輸送道路（図表1-6、附表-2）、および市町の耐震改修促進計画で定めた緊急輸送道路、通学路等とします。

なお、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画書」の改定を行った場合は、必要に応じて地震発生時に通行を確保すべき道路の見直しを行います。

図表 1-6 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク（滋賀県）

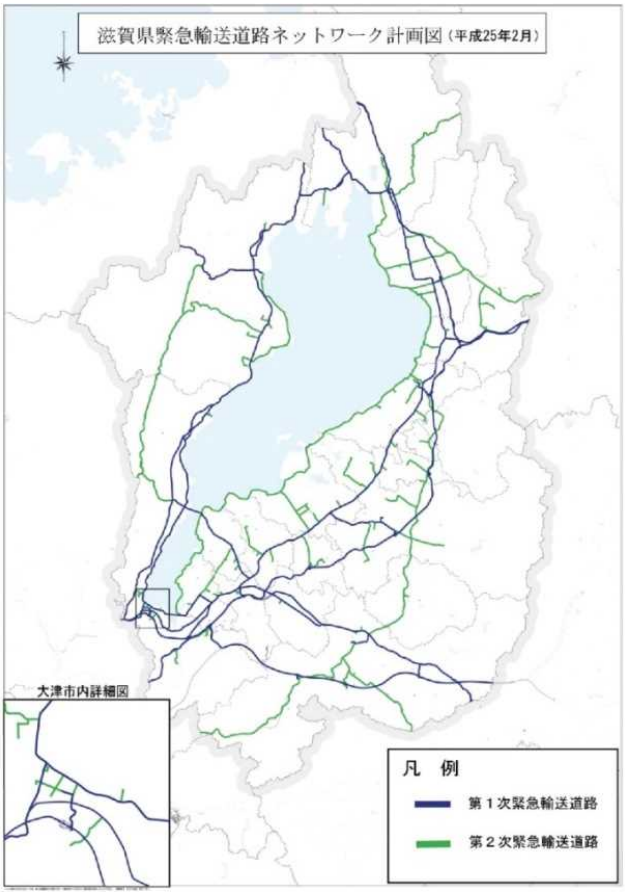

(5)　病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保すべき建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、本計画で指定する建築物およびその耐震診断結果の報告期限は図表1-7のとおりとします。本計画ではこれらを「**防災拠点施設等**」と呼ぶこととします。

図表1-7　防災拠点施設等建築物

市町名	施設名	所在地	用途
大津市	大津市庁舎本館	大津市御陵町3-1	市庁舎
大津市	大津市庁舎別館	大津市御陵町3-1	市庁舎
大津市	皇子山陸上競技場	大津市御陵町4-1	競技場
近江八幡市	近江八幡市役所本庁舎	近江八幡市桜宮町236番地	市庁舎
近江八幡市	近江八幡市文化会館	近江八幡市出町366番地	市民ホール
彦根市	彦根市庁舎	彦根市元町4番2号	市庁舎
上記６建築物の耐震診断結果の報告期限		令和元年12月31日	
近江八幡市	近江八幡市安土町総合支所庁舎	近江八幡市安土町小中1番地8	支所庁舎
上記建築物の耐震診断結果の報告期限		令和3年4月30日	
耐震診断結果の報告先		建築物所在地を所轄する所管行政庁	

2 滋賀県における想定地震

2.1 想定される地震の規模

本県において発生が懸念されている地震は、大きく分け、震源が深い海溝型地震と震源が浅い内陸の活断層で発生する地震です。

現時点において、特に高い確率で発生が懸念される地震は海溝型地震である南海トラフ巨大地震です。この地震に関して、県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域※」に指定されています。

また、活断層による地震として、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、野坂・集福寺断層帯、鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層の活動によるものの発生が懸念されるほか、過去に大きな被害を出した柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯の活動による地震にも、引き続き注意する必要があります。

さらに、過去に地表で活断層が認められない地点においても地震が発生したことがあったことから、これらの断層に近接していない地点でも地震が起きることを想定し、対策する必要があります。

図表 2-1 想定される地震

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項

図表2-2 想定される地震の発生確率と規模

想定地震	発生確率(30年)	規 模
南海トラフ巨大地震	**70%**	**M8～9クラス**
琵琶湖西岸断層帯(北部)	1～3%	M7.1程度
琵琶湖西岸断層帯(南部)	ほぼ0%	M7.5程度
三方・花折断層帯(三方断層帯)	ほぼ0%	M7.2程度
三方・花折断層帯(花折断層帯 北部)	不明	M7.2程度
三方・花折断層帯(花折断層帯中南部)	ほぼ0～0.6%	M7.3程度
湖北山地断層帯(北西部)	ほぼ0%	M7.2程度
湖北山地断層帯(南東部)	ほぼ0%	M6.8程度
野坂・集福寺断層帯(野坂断層帯)	ほぼ0%もしくはそれ以上	M7.3程度
野坂・集福寺断層帯(集福寺断層)	不明	M6.5程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(主部 北部)	ほぼ0%	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(主部 中部)	不明	M6.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(主部 南部)	不明	M7.6程度
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯(浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	不明	M7.2程度
鈴鹿西縁断層帯	0.08～0.2%	M7.6程度
頓宮断層	1%以下	M7.3程度
木津川断層帯	ほぼ0%	M7.3程度

出典：（平成28年1月 地震調査研究推進本部・地震調査委員会）

2.2　想定される被害の状況

滋賀県地震被害想定（平成26年3月）において、地震被害が最も大きく想定されているのは、「琵琶湖西岸断層帯地震（case2）」です。（図表2-3, 2-4）

この想定地震の被害様相は、次のとおりです。

・大津・南部・高島地域で震度 7、6 強が発生すると想定されています。

・県域の死者は最大 2,200 人、負傷者は最大 21,000 人。
（強い揺れの区域と人口集中区域が重なるため）

・建物全壊 39,000 棟、半壊 84,000 棟。地震火災による焼失は最大 3,800 棟。

・地震直後の県域停電率は約 6 割、大津・南部・高島地域で約 9 割。
（大津地域では 3 日後も 3 割程度の停電が継続）

・固定電話、インターネット、携帯電話等の輻輳（通話困難）は 1～2 日間

・地震直後の県域断水率は約 5 割、大津・南部地域で約 9 割、高島地域で約 7 割。
（一部地域では回復に 1 ヶ月）

・県域の道路被害は約 700 箇所、京都方面との交通断絶、
（湖西・南部地域で物資・人員輸送困難、孤立集落発生）

・県域の鉄道被害は約 500 箇所、県全域で運行停止。
（JR 新幹線・琵琶湖線・湖西線は長期間運転再開困難）

・県西部・中部の下水処理場・中継ポンプ場で停電・施設被害。
（広域的な下水道使用制限、環境汚染）

図表2-3 地震被害想定総括表

地震	ケース	発生時間	建物被害				人的被害			一週間後の全避難者数
			全壊棟数	半壊棟数	全焼棟数（平均風速）	全焼棟数（風速8m/sec）	死者数	負傷者数	重傷者数	
南海トラフ巨大地震 (県全域で大被害。(倒壊・近畿南部地方で甚大被害)他地域から応援は不能。事故の防災力で対応を検討すべき)	基本ケース	夏正午	11,017	74,084	37	37	300	6,702	525	158,550
		冬夕方			354	1,820	385	8,448	662	
		冬深夜			11	11	474	10,408	816	
琵琶湖西岸断層帯地震 (大津・南部・高島地域を中心とした甚大な被害。全国への応援要請・受援体制が絶対的に重要)	case2	夏正午	38,504	83,856	76	76	1,384	13,515	1,117	249,534
		冬夕方			592	3,818	1,992	17,199	1,439	
		冬深夜			32	32	2,182	21,039	1,742	
花折断層帯地震 (大津・南部地域を中心とした大被害。京阪神方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	18,181	53,274	33	33	596	6,614	541	139,894
		冬夕方			215	1,655	822	8,537	702	
		冬深夜			16	16	940	10,380	849	
木津川断層帯地震 (甲賀地域を中心とした大被害。中部方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	5,734	14,540	14	14	254	2,133	179	42,672
		冬夕方			58	700	346	2,727	230	
		冬深夜			0	0	368	3,392	282	
鈴鹿西縁断層帯地震 (湖東・東近江地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case2	夏正午	10,804	31,173	21	21	427	4,529	372	81,703
		冬夕方			41	1,089	616	5,754	478	
		冬深夜			5	5	641	7,204	588	
柳ケ瀬・関ヶ原断層帯地震 (湖北・湖東地域を中心とした大被害。北陸方面から応援を受けることが困難)	case1	夏正午	10,412	24,940	17	17	379	3,631	31	71,710
		冬夕方			101	864	484	4,714	390	
		冬深夜			5	5	597	5,788	479	
南海トラフ巨大地震 (県内全域で被害が発生。被害児ss台菜近隣府県への応援を検討すべき)	基本ケース	夏正午	2,399	22,183	0	0	10	803	61	30,729
		冬夕方			11	1	11	1,014	77	
		冬深夜			0	0	12	1,256	95	

出典：「滋賀県地震被害想定」（平成26年3月滋賀県）

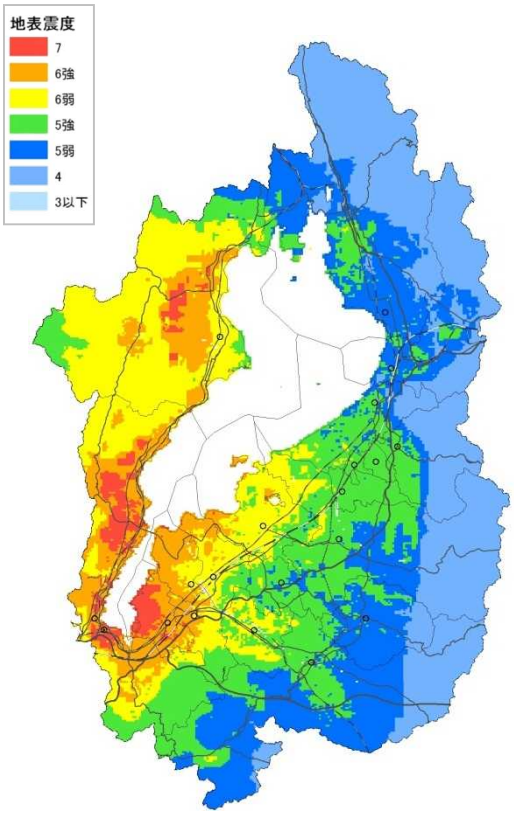

震度分布図

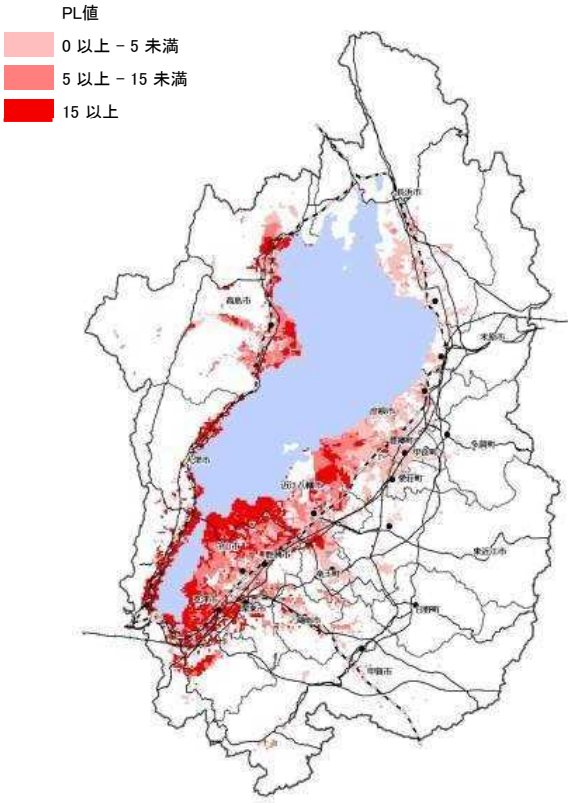

液状化危険度分布図

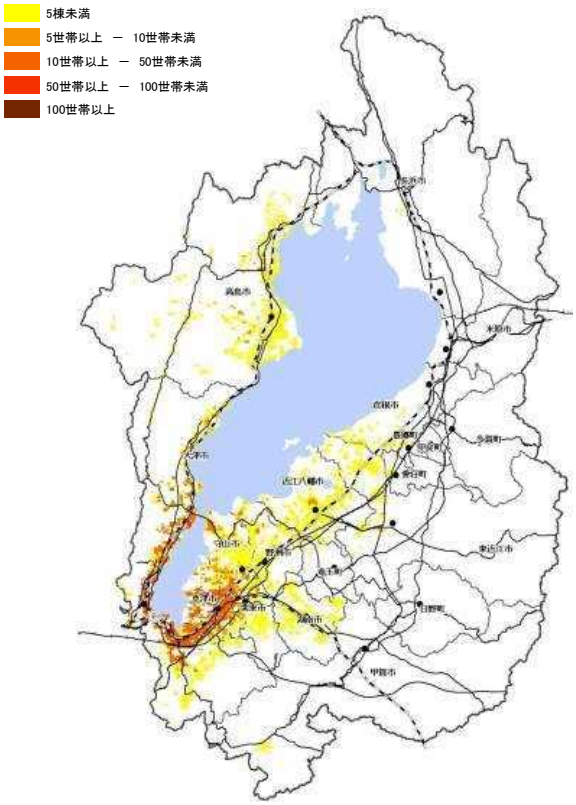

建物全壊・全焼分布図

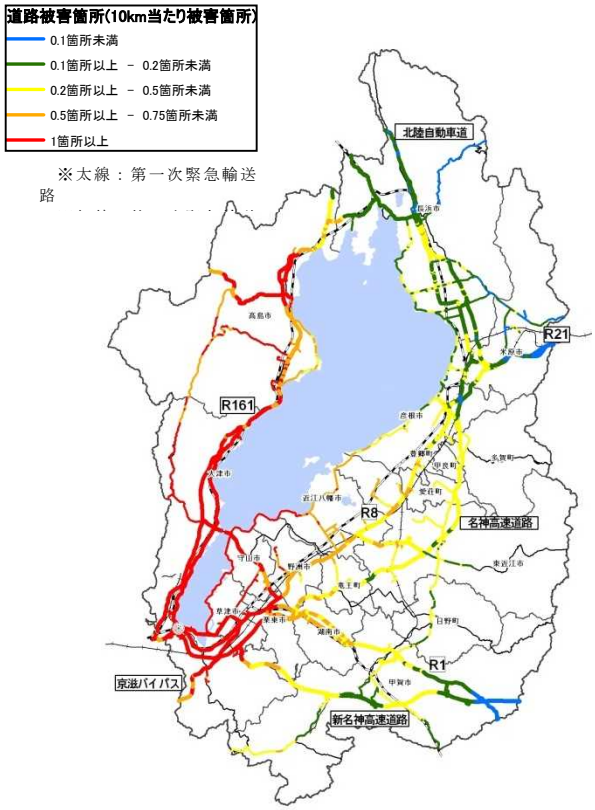

緊急輸送道路における
道路被害箇所率図

図表 2-4　琵琶湖西岸断層帯地震（case2）の被害予測

耐震化率の向上が、地震被害の軽減にどのように影響するのか検討した結果は図表2-5のとおりです。

図表2-5 「琵琶湖西岸断層帯地震（case2）」での地震被害想定総括表

琵琶湖西岸断層帯(case2)			①現況※5	②防災対策後【耐震化率95%】	③防災対策後【耐震化率100%】	対策前後の被害比率(②÷①)	対策前後の被害比率(③÷①)
被害種別・項目・時期		単位					
建物被害	全壊棟数※1	棟	38,504	16,923	9,216	44.0%	23.9%
	半壊棟数※1		83,856	42,903	28,277	51.2%	33.7%
	全壊・全焼棟数合計※2		42,322	17,928	9,216	42.4%	21.8%
人的被害	死者数※2	人	1,992	782	349	39.2%	17.5%
	負傷者数※2		17,199	8,956	6,012	52.1%	35.0%
避難者	避難所生活者※3（１日後）	人	69,737	33,171	20,111	47.6%	28.8%
	下段：（全避難者※4）		116,229	55,285	33,519	47.6%	28.8%

出典：「滋賀県地震被害想定（概要版）」（平成26年3月滋賀県）

※1:住家は戸数を棟数として算定
※2:災害発生時の想定時期は、冬の夕方、風速8m/sec
※3:避難所生活者は、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水、食料を受け取り、自宅で就寝するものを含む。
※4:全避難者とは、知人、親戚宅もしくは賃貸住宅棟での避難生活者を含む
※5:現況の時点は平成25年度央で、住宅の耐震化率は81%と推計されています。
建築物が耐震化率95%になった場合、建物の全壊棟数は、現状と比較し、44.0%、人的被害の死者数は39.2%、避難者は47.6%、と半分以下に軽減する想定となります。
また、建築物が耐震化率100%になった場合、建物の全壊棟数は、現状と比較し、23.9%、人的被害の死者数は17.5%、避難者は28.8%、と4分の1以下に軽減する想定となります。

３ 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

3.1 住宅の耐震化の現状

平成25年住宅・土地統計調査結果による、我が国全体の住宅の耐震化状況については、住宅総数約5,200万戸のうち、約900万戸の耐震性が不十分であり、耐震化率は約82%と推計されています。

この調査結果では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少していますが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸と推計されています。

(1) 住宅の耐震化率

本県における住宅の状況は、平成25年住宅・土地統計調査結果により、住宅総数521,500戸に対し、耐震性のあるものが422,300戸、耐震化率は81.0%と推計されます。（図表3-1）

図表3-1 平成25年　住宅の耐震化率

			住宅数（戸）		耐震性あり（戸）		耐震性なし（戸）	
住宅総数		一戸建て	521,500	324,000	422,300	230,300	99,200	93,700
		共同住宅等	[100.0%]	197,500	[81.0%]	192,000	[19.0%]	5,500
	昭和 55 年以前	一戸建て	141,500	115,200	42,300	21,500	99,200	93,700
		共同住宅等		26,300		20,800		5,500
	昭和 56 年以降	一戸建て	380,000	208,800	380,000	208,800	－	－
		共同住宅等		171,200		171,200		－

（平成25年住宅・土地統計調査確報値より推計）

これまでの住宅・土地統計調査結果などから、平成27年度末には住宅総数524,600戸、耐震性のある住宅は約433,600戸に達するものとみられ、耐震化率は約82.7%に達するものと推計されます（図表3-2）。

また、地域別の耐震化率を統計上同一の条件で比較できるよう示しています。（図表3-3）これは、県全体の耐震化率と同じ算出方法に基づき、各市町の統計値から推計したものであるため、各市町が個別に算出して公表する耐震化率の数値とは異なる場合があります。

図表3-2 住宅の耐震化の現状

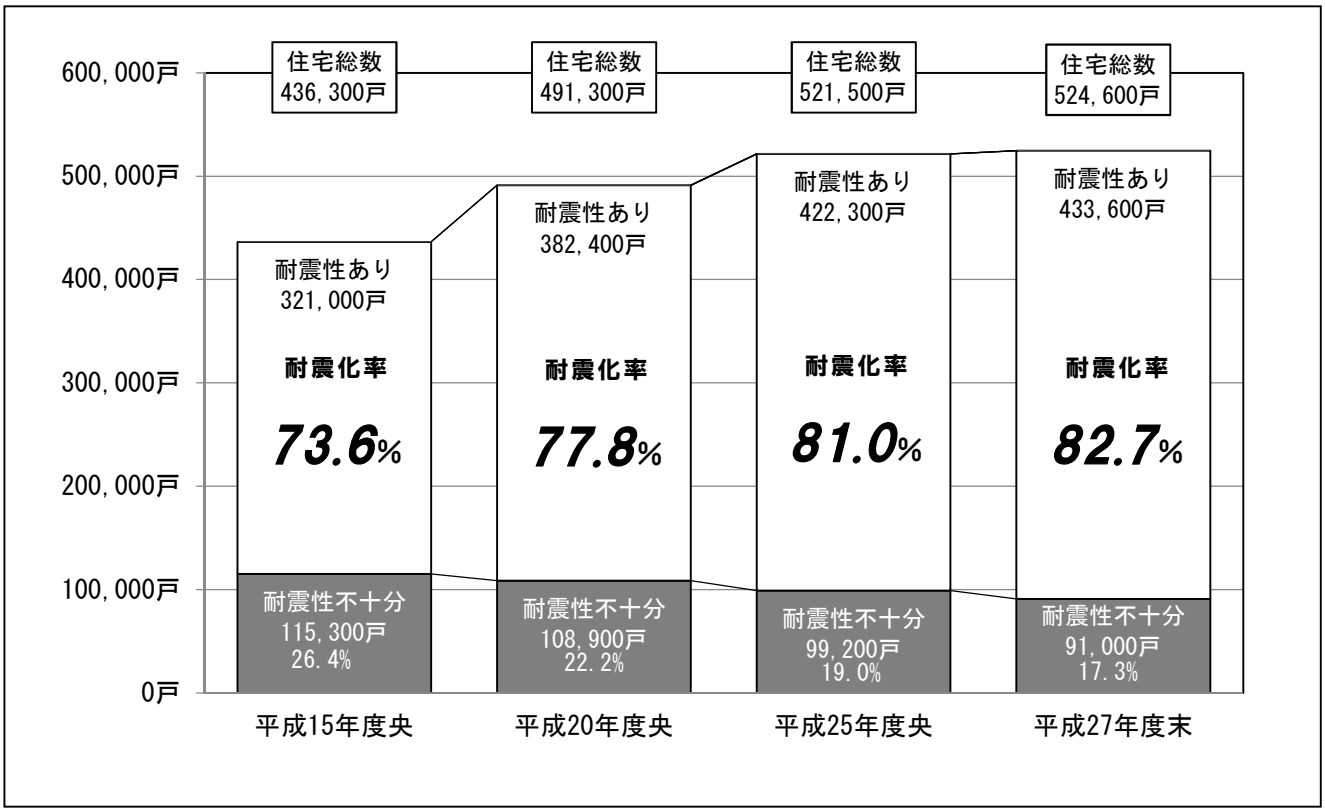

（住宅・土地統計調査結果による推計値）

注 住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空き家等は除いている。

年度央とは10月1日を指す。

図表3-3　地域別住宅の耐震化率

行政庁名	戸数（戸）	耐震化率（%）
大津市	132,800	84.0%
彦根市	45,040	80.3%
長浜市	41,830	71.2%
近江八幡市	28,980	77.2%
草津市	59,860	87.5%
守山市	27,450	82.5%
栗東市	22,900	88.5%
甲賀市	30,710	78.7%
野洲市	17,390	80.3%
湖南市	20,250	87.6%
高島市	18,300	71.2%
東近江市	37,920	72.5%
米原市	12,650	66.2%
日野町	7,830	66.3%
愛荘町	6,780	71.5%
竜王町※	10,810	63.8%
豊郷町※		
甲良町※		
多賀町※		
滋賀県全体	521,500	81.0%

（平成25年度央（平成25年住宅・土地統計調査結果による推計値））

※ 住宅･土地統計調査では、人口が 1 万 5000 人未満の市町村の統計値が示されていないため、合算値とした。

(2) 住宅の耐震診断の状況

県は市町と協力して、平成15年度から耐震性能の低い在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは、県内全ての市町で実施し、平成27年度末までの実績は9,298戸に達しています。

この耐震診断の結果は、「倒壊しない」「一応倒壊しない」と判定された住宅（上部構造評点1.0以上）が2.0%、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判断された住宅（上部構造評点1.0未満）が98.0%となっています。（図表3-4）

地域別の状況としては、図表3-5に示すとおりです。

図表 3-4　滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業による診断結果の状況

上部構造評点	判 定	比 率
0.7 未満	倒壊する可能性が高い	90.1%
0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある	7.9%
1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない	2.0%
1.5 以上	倒壊しない	0.1%

（平成26年度末滋賀県調べ）

図表3-5 市町別の診断結果集計

市町名	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上	合　計	耐震性あり（1.0 以上）	耐震改修が必要（1.0 未満）
大津市	1235	207	46	0	1488	3.1%	96.9%
彦根市	406	21	12	1	440	3.0%	97.0%
長浜市	688	35	8	0	731	1.1%	98.9%
近江八幡市	344	45	11	0	400	2.8%	97.3%
草津市	442	80	19	1	542	3.7%	96.3%
守山市	1508	77	17	1	1603	1.1%	98.9%
栗東市	557	45	6	0	608	1.0%	99.0%
甲賀市	568	65	13	2	648	2.3%	97.7%
野洲市	240	23	4	0	267	1.5%	98.5%
湖南市	200	25	3	3	231	2.6%	97.4%
高島市	619	48	19	0	686	2.8%	97.2%
東近江市	423	21	16	0	460	3.5%	96.5%
米原市	505	14	3	0	522	0.6%	99.4%
日野町	95	3	1	0	99	1.0%	99.0%
竜王町	72	2	0	0	74	0.0%	100.0%
愛荘町	130	2	0	0	132	0.0%	100.0%
豊郷町	31	1	0	0	32	0.0%	100.0%
甲良町	69	1	1	0	71	1.4%	98.6%
多賀町	92	3	0	0	95	0.0%	100.0%
合　計	8,224	718	179	8	9,129	2.0%	98.0%
構成比率	90.1%	7.9%	2.0%	0.1%	100.0%		

（平成26年度末滋賀県調べ）

(3)　住宅の耐震改修の状況

県は市町と協力して、在来木造住宅の耐震改修補助事業を19市町において実施していますが、補助事業開始から平成27年度末までの間にこの事業を活用し耐震改修を行った実績は226戸となっており、診断結果から耐震改修が必要とされた戸数に対し、１割に満たないのが現状です。（図表3-6）

図表 3-6　滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業の実施状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施棟数	1 戸	16 戸	19 戸	19 戸	14 戸	18 戸	28 戸	24 戸	20 戸	37 戸	19 戸	11 戸

（平成27年度　滋賀県調べ）

3.2　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状

(1)　特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の現状（図表3-7）

図表 3-7　特定既存耐震不適格建築物等の用途別耐震状況

特定既存耐震不適格建築物等			平成 27 年度現状　(昭和 56 年新耐震基準以前の建築物)			
法	用途		内訳	公共	民間	合計
法第14条第1号※	災害時に重要な機能を果たす建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小･中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等	対象建築物棟数	835	49	884
			耐震診断実施棟数	791	36	827
			耐震性あり棟数	107	13	120
			耐震改修実施棟数	508	18	526
	不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル･旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴場、運動施設、事務所等	対象建築物棟数	44	207	251
			耐震診断実施棟数	31	75	106
			耐震性あり棟数	3	21	24
			耐震改修実施棟数	14	31	45
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、工場等	対象建築物棟数	50	483	533
			耐震診断実施棟数	50	174	224
			耐震性あり棟数	30	57	87
			耐震改修実施棟数	8	76	84
	公営住宅	県営住宅、市町営住宅	対象建築物棟数	90 (県営：30、市町営：60)	0	90 (県営：30、市町営：60)
			耐震診断実施棟数	63 (県営：24、市町営：39)	0	63 (県営：24、市町営：39)
			耐震性あり棟数	59 (県営：23、市町営：36)	0	59 (県営：23、市町営：36)
			耐震改修実施棟数	1 (県営：1、市町営：0)	0	1 (県営：　1、市町営：0)
	合　計		対象建築物棟数	1,019	739	1,758
			耐震診断実施棟数	935	285	1,220
			耐震性あり棟数	199	91	290
			耐震改修実施棟数	531	125	656
第2号※	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		対象建築物棟数	4	342	346
			耐震診断実施棟数	0	36	36
			耐震性あり棟数	0	16	16
			耐震改修実施棟数	0	7	7
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物		対象建築物棟数	0	170	170
			耐震診断実施棟数	0	4	4
			耐震性あり棟数	0	1	1
			耐震改修実施棟数	0	3	3
合　計			対象建築物棟数	1,023	1,251	2,274
			耐震診断実施棟数	935	325	1,260
			耐震性あり棟数	199	108	307
			耐震改修実施棟数	531	135	666

※附則第 3 条に基づく要緊急安全確認大規模建築物を含む　　(平成 27 年　滋賀県調べ)

(2)　特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断の状況

県は市町と協力して、平成12年度から**特定既存耐震不適格建築物等**（旧特定建築物）の耐震診断を支援するため「滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業」を実施しており、現在、県内12市町において補助事業を実施しています。

平成26年度末までに同事業を活用し耐震診断を実施したものは27棟となっています。また、**特定既存耐震不適格建築物等**の建築物における耐震診断の状況は、耐震診断を既に実施しているものは、昭和56年新耐震基準以前のうち、55.4％（=診断実施1,260棟÷昭和56年以前の総数2,274棟）となっており、耐震診断の結果「改修が必要」なものは、75.6％（=耐震改修が必要953棟※÷診断実施1,260棟）となっています。

(3)　特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修の状況

特定既存耐震不適格建築物等の建築物で耐震改修を既に実施しているものは69.9％（=耐震改修済み666棟÷耐震改修が必要953棟※）となっています。

※　診断実施1,260棟－耐震性有り307棟より

3.3　耐震診断が義務化された建築物の耐震化の現状

（1）　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

本県における**要緊急安全確認大規模建築物**の耐震化の現状は図表 3-8 のとおりです。

図表3-8　要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

区分	棟数（棟）	耐震診断実施済み（棟）	②のうち耐震性あり（棟）	②のうち耐震改修済み（棟）	耐震性あり（棟）	耐震性なし（棟）	耐震性を有するものの割合（棟）
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤／①
民間施設	23	23	2	4	6	17	26.1
公共施設	146	146	13	119	132	14	90.4
合計	169	169	15	123	138	31	81.7

（平成27年度　滋賀県調査）

（2）　要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

①避難路沿道建築物

本県における**避難路沿道建築物**の耐震化の現状は図表 3-9 のとおりです。

図表3-9　避難路沿道建築物の耐震化の現状

区分	棟数（棟）	耐震診断実施済み（棟）	②のうち耐震性あり（棟）	②のうち耐震改修済み（棟）	耐震性あり（棟）	耐震性なしまたは不明（棟）	耐震性を有するものの割合（%）
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤／①
民間施設	52	14	4	7	11	41	21.2

（平成27年度　滋賀県調査）

②防災拠点施設等

本県における**防災拠点施設等**の耐震化の現状は図表 3-10 のとおりです。

図表3-10　防災拠点施設等建築物の耐震化の現状

区分	棟数（棟）	耐震診断実施済み（棟）	②のうち耐震性あり（棟）	②のうち耐震改修済み（棟）	耐震性あり（棟）	耐震性なしまたは不明（棟）	耐震性を有するものの割合（%）
	①	②	③	④	⑤=③+④	⑥=①-⑤	⑤÷①
公共施設	6	6	0	0	0	6	0.0

（平成27年度　滋賀県調査）

3.4　公共建築物の耐震化の現状

平成25年度末の県有施設の耐震化状況は図表3-11のとおりです。「防災上特に重要な県有施設」は82.1%、「防災上重要な県有施設」は76.4%、「公営住宅」が99.0%となっています。

図表3-11　県が所有する施設の耐震化状況

	施設区分	滋賀県地震防災プログラム（平成 26 年度）より				
		全建築物 A （棟）	S56 以前の建築物　B （棟）	S57 以降の建築物　C （棟）	B欄のうち耐震化済D （棟）	耐震化率 E=(C+D)/A （%） 平成 25 年度末
防災上特に重要な施設	医療機関施設	18	4	14	4	100.0%
	社会福祉施設	72	31	41	30	98.6%
	学校関係施設	658	329	329	190	78.9%
	利用の多い県民供用施設	57	15	42	11	93.0%
	防災拠点施設	208	55	153	18	82.2%
	小計	1,013	434	579	253	82.1%
防災上重要な施設	その他の県民供用施設	18	12	6	2	44.4%
	試験研究機関等	67	37	30	8	56.7%
	その他庁舎等	49	18	31	6	75.5%
	職員宿舎等	111	66	45	1	41.4%
	小計	245	133	112	17	52.7%
計		1,258	567	691	270	76.4%
公営住宅		196	128	68	126	99.0%
合　　計		1,454	695	759	396	79.4%

出典：「滋賀県地震防災プログラム（第 2 次）」（平成 26 年 12 月　滋賀県改訂）

3.5　耐震改修等の目標の設定

国の**「新成長戦略」**（平成22年6月閣議決定）、**「住生活基本計画（全国計画）」**（平成23年3月閣議決定）などの計画で、住宅の耐震化率の目標を令和2年に95％としています。

また、**「国土強靭化アクションプラン2015」**においては、多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和2年度に95％との目標設定が示されています。

本県における住宅の耐震化率は平成20年住宅・土地統計調査の推計値では78%、平成25年住宅・土地統計調査の推計値では81%となっており、一定の向上は図られているものの、国の示す令和2年度の目標値達成は困難である見込みです。

一方、多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成22年度の調査では84.1％、平成27年度の調査では89.6％となっており、国の示す令和2年度の目標を達成できる可能性が高い見込みです。

したがって、それぞれの耐震化率の目標設定の方針としては、住宅については現状を考慮し、国の示す目標値を10年後に達成することを目指します。また、多数の者が利用する建築物については、国の示す目標値と期間を踏まえつつ、10年後の目標値を設定することとします。

本計画の期間および耐震化率

- **住　宅　：令和７年度に 95%**
- **多数の者が利用する建築物：令和７年度に 96.5%**

中間目標

- **住　宅　：令和２年度に 90%**
- **多数の者が利用する建築物：令和２年度に 95%**

また、平成25年の耐震改修促進法の改正により耐震診断義務の対象となった次の建築物については、目標値を次のとおりとします。

●要緊急安全確認大規模建築物・・・令和２年度までにおおむね全棟の耐震化

●要安全確認計画記載建築物

・避難路沿道建築物・・・令和７年度までにおおむね全棟の耐震化

・防災拠点施設等・・・・令和７年度までにおおむね全棟の耐震化

※耐震化には解体または建替えを含む。

なお、公共建築物については、不特定多数の利用者が多いとともに、災害時の救助・避難拠点として重要な役割を果たす施設が多いことから、**「滋賀県地震防災プログラム（第2次）」**（平成26年12月滋賀県改訂）で平成29年末の目標を定めています。

3.6　住宅の耐震化の目標

本県における住宅総数※1は、平成27年度末時点で524,600戸、令和7年度末時点では522,400戸となるものと想定しています。その内訳は、平成27年から令和7年度末までに、62,400戸の住宅が滅失し、60,200戸の住宅が新築されるとの推計によります。（図表3-14）

また、統計値より推計した、住宅の耐震化率の自然な推移は図表3-12のとおりです。

図表3-12 住宅の耐震化の現状と自然推計

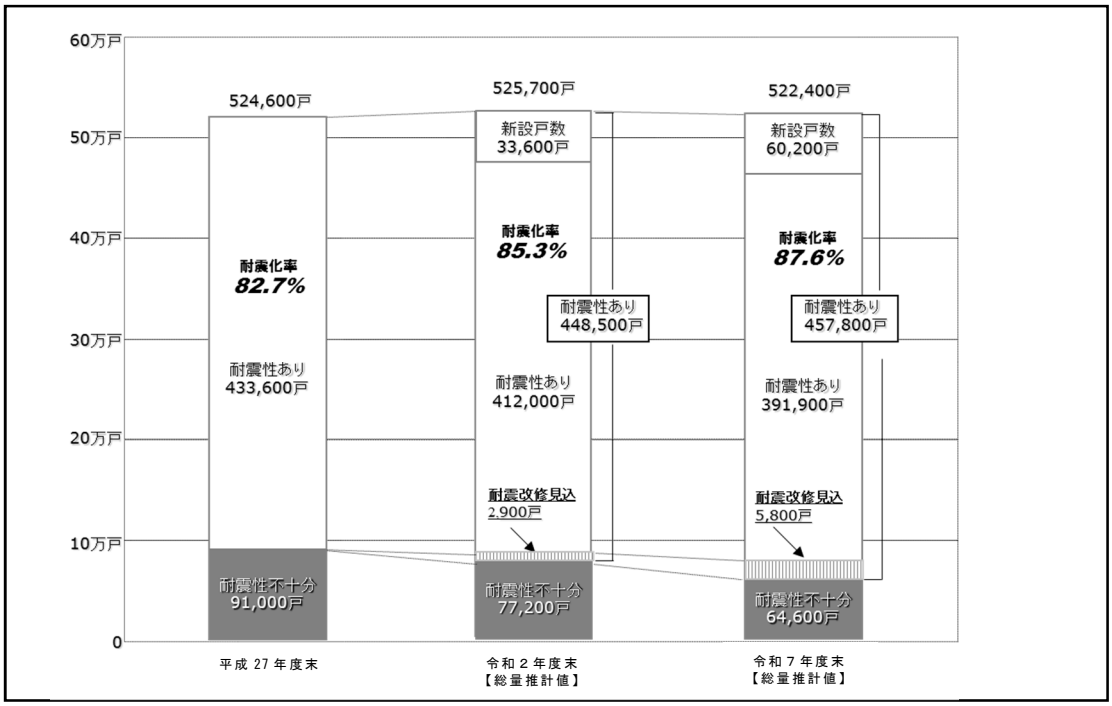

図表 3-13　住宅の耐震化の目標と概要

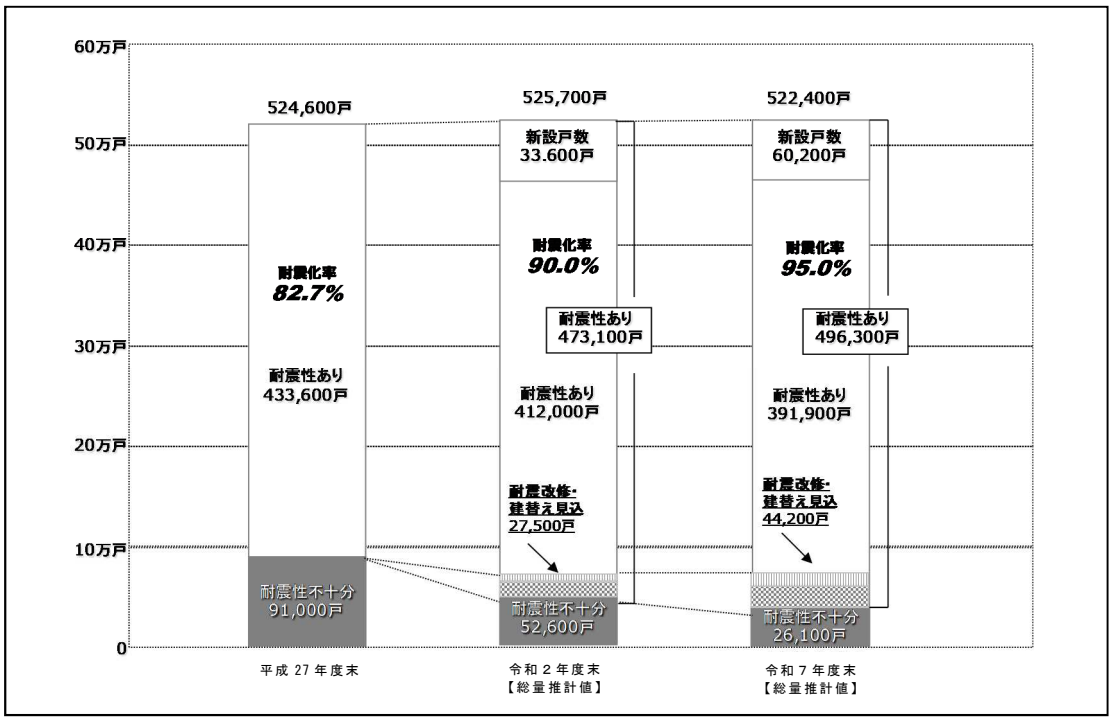

一方、住宅の耐震化率の目標値をそれぞれ令和 2 年度末に 90%、令和 7 年度末に 95%と設定した場合、想定される戸数、耐震化率の推移は図表 3-13 に示すものとなります。

令和 7 年度末の耐震化率を目標値の 95%とするためには、10 年間で 44,200 戸（4,420 戸/年）の耐震改修が必要となり、現状の耐震改修実績（576 戸/年※2）と比較して約 8 倍のペースで耐震改修等の実施件数を増加させる必要があります。

図表 3-14　新築住宅の累積戸数の予測

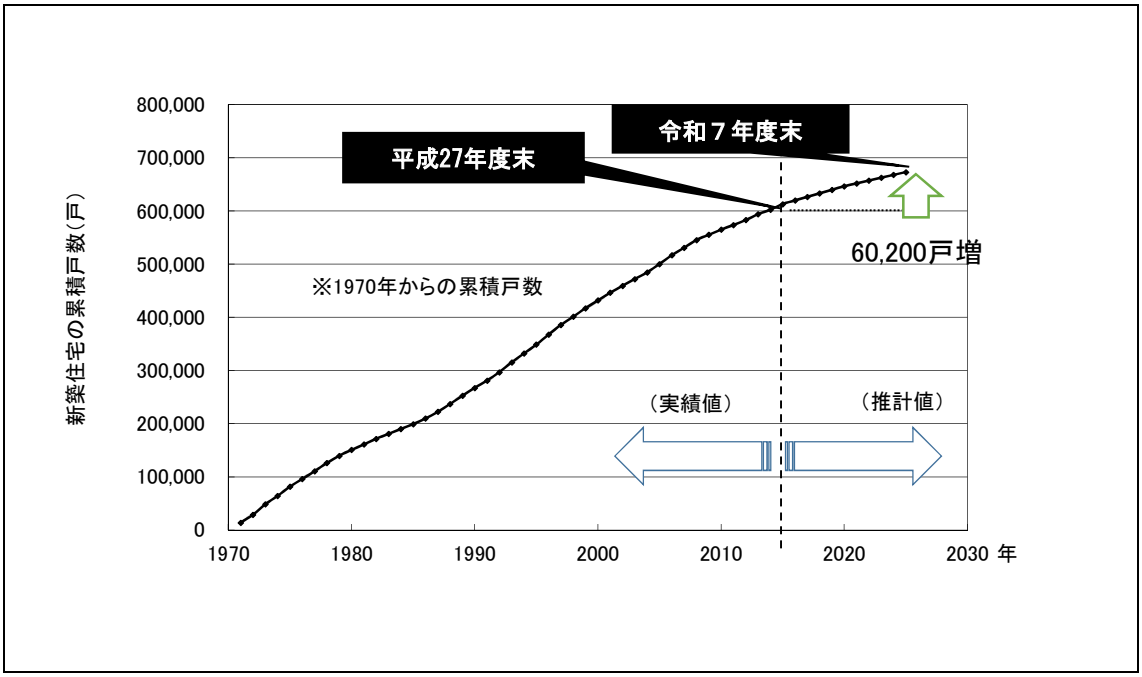

※1　住宅総数とは、居住世帯のある住宅を示しており、空き家等は除いている。

※2　平成 15、20、25 年の住宅・土地統計調査における耐震改修実績 8,500 戸（平成 11 年 1 月以降、平成 25 年 9 月末までの 14 年 9 ヶ月（14.75 年）分）を基に推計。なお、この件数には、耐震診断を行い改修した住宅だけでなく、耐震性向上のため、壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、金具による補強を行ったものや、屋根ふき材を重い瓦から金属板などに交換し、建物を軽量化したものを含む。

3.7　多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成22年度調査では84.1%、平成27年度調査では89.6%に達しているとみられ、国の基本方針における平成27年度までの耐震化率目標値90%をほぼ達成しています。（図表3-15）

令和7年度耐震化率目標値96.5%を達成するため、耐震性不十分建築物を637棟から240棟まで減じる必要があります。（図表3-16）また、その場合の用途別の耐震化率の目標値は図表3-17のとおりです。

図表3-15　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と自然推計の概要

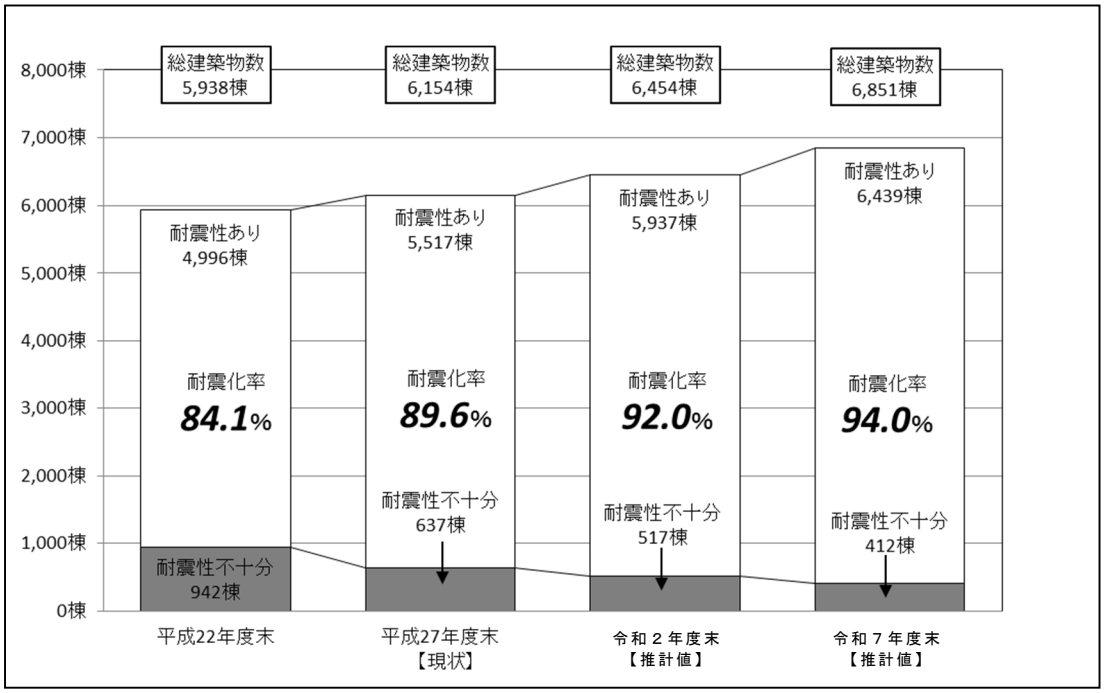

図表3-16　多数の者が利用する建築物の耐震化の目標の概要

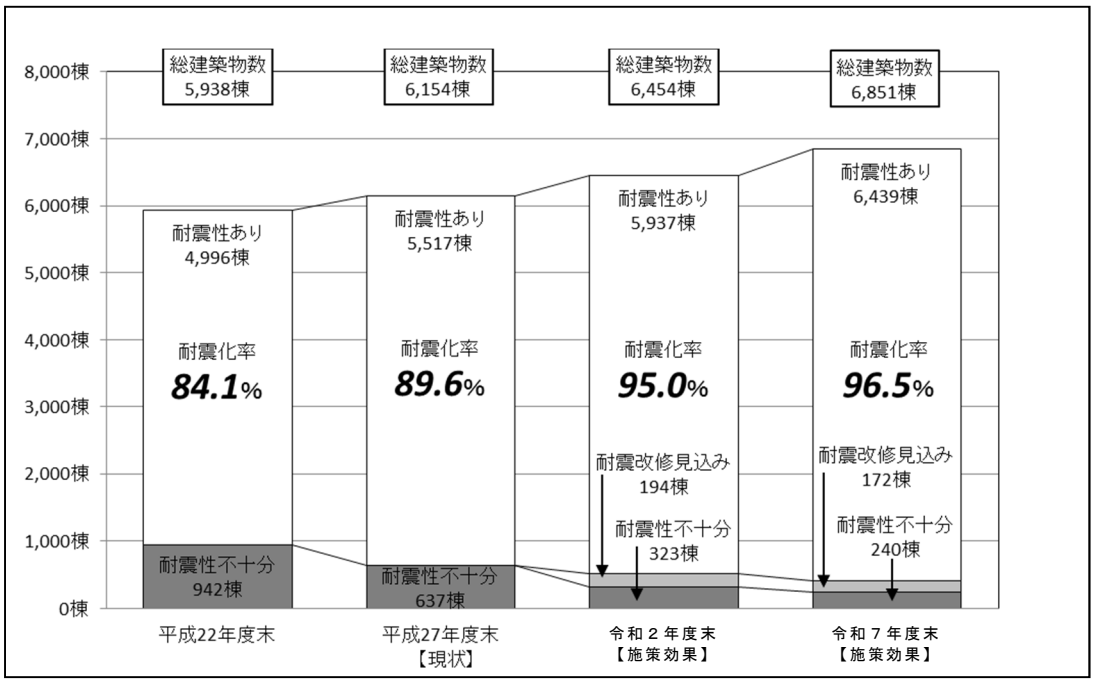

図表 3-17 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と耐震化の目標

用途			現　状（平成 27 年度）			令和２年度末の推計				令和７年度末の推計			
			平成 27 年度末のストック量（棟）	耐震性有建築物数（棟）	平成 27 年度の耐震化率（%）	令和２年度末の耐震性有建築物数（棟）	令和２年度末の推計ストック量（棟）	自然増減による耐震化率（%）	耐震化率の目標（令和２年度末）（%）	令和７年度末の耐震性有建築物数（棟）	令和７年度末の推計ストック量（棟）	自然増減による耐震化率（%）	耐震化率の目標(令和７年度末)（%）
災害時に重要な機能を果たす建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小･中学校､高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、郵便局等		2,071	1,844	89.0	2,000	2,186	91.5	100.0	2,204	2,352	93.7	100.0
		公共	1,648	1,434	87.0	1,465	1,644	89.1	100.0	1,498	1,643	91.2	100.0
		民間	423	410	96.9	535	543	98.6	100.0	706	709	99.6	100.0
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル･旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行、集会場、展示場、自動車の車庫、車両等の停留場、公衆浴		826	682	82.6	731	845	86.5	92.0	787	877	89.7	92.0
		公共	119	93	78.2	95	117	80.9	100.0	97	116	83.5	100.0
		民間	707	589	83.3	636	728	87.4	88.0	690	761	90.7	90.0
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）寄宿舎、下宿、工場等		3,035	2,774	91.4	2,987	3,199	93.4	96.0	3,227	3,396	95.0	98.0
		公共	119	107	89.9	112	123	90.8	100.0	117	128	91.2	100.0
		民間	2,916	2,667	91.5	2,876	3,075	93.5	95.0	3,110	3,268	95.2	97.0
公営住宅	県営住宅、市町営住宅		222	217	97.7	219	224	97.8	100.0	221	226	97.7	100.0
		県営	70	70	100.0	71	71	100.0	100.0	72	72	100.0	100.0
		市町営	152	147	96.7	148	153	96.7	100.0	149	154	96.7	100.0
合計			6,154	5,517	89.6	5,937	6,454	92.0	95.0	6,439	6,851	94.0	96.5
		公共	2,108	1,851	87.8	1,891	2,109	89.7	100.0	1,933	2,114	91.5	100.0
		民間	4,046	3,666	90.6	4,047	4,345	93.1	94.0	4,506	4,737	95.1	94.0

3.8　公共建築物の耐震化の目標

県は、県有建築物のうち、倉庫や車庫、設備用建物などを除く建築物（1,258棟）を重要な施設と位置付けています。具体的には、**「県有施設耐震化計画」**※に基づき、**「防災上特に重要な県有施設」**と**「防災上重要な県有施設」**に区分し、**「防災上特に重要な県有施設」**から耐震化を進めます。（図表3-18）

図表 3-18　県有建築物の耐震化の現状および目標

区分	H14 年度末	H17 年度末	H25 年度末	H29 年（目標）
防災上特に重要な県有施設	57.1%	63.61%	82.1%	98.9%
防災上重要な県有施設	52.1%	52.7%	52.7%	56.2%
公営住宅	95.2%	95.2%	99.0%	100.0%

【参考】国の施設については、関係法令等に基づき、平成 27 年度末には、災害応急対策活動に必要な主な国の施設（指定行政機関、病院、消防関係施設、および学校施設等）の耐震化率を 100%全体で少なくとも 90%（面積率）に達することを目標とされています。

出典：「滋賀県地震防災プログラム（第2次）」（平成26年12月　滋賀県改訂）

※「県有施設耐震化計画」

【耐震診断・耐震改修実施の考え方】

1　倉庫や車庫、設備用施設などを除く重要な県有施設のうち、昭和 56 年以前建築の建物について耐震診断を行い、想定する地震規模において倒壊等により、人の生命に危険があるものについて、耐震改修等を行う。

2　重要な施設であっても、次に該当するものは耐震診断を実施しない。

①老朽化等に伴う改築計画があるもの

②取り壊す予定のあるもの

③現に、施設の今後のあり方の検討が課題となっているものについて、その検討課題の結論がある程度具体化するまで

【優先順位の考え方】

1　上記の考え方に基づき行う耐震診断は、次の施設を「防災上特に重要な施設」と位置付け、これらの施設から診断を実施する。

①医療機関施設：被災時の人的被害が大きいと予想され、また、応急対策上の救急医療においても重要な役割を担うため

②社会福祉施設：被災時の人的被害が大きいと予想されるため

③学校関係施設：被災時の人的被害が大きいと予想され、また、避難所に指定されている施設が多いため

④利用の多い県民供用施設　：被災時の人的被害が大きいと予想されるため

⑤防災拠点施設：災害時の応急対策の拠点となるため

⑥老朽化等により危険が差し迫っている施設で、補強して引き続き使用する必要のある施　設

4 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

4.1 基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが大原則であり、住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

また、平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震性を有さないおそれのある全ての住宅・建築物の所有者はその住宅・建築物について耐震診断を行うよう努めなければならないことと、診断結果により必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないことが定められました。

こうした所有者等の取組みを支援するため、県、市町、地元自治会等および各団体が、自助・共助・公助のバランスに配慮し、住宅・建築物の耐震化への取組を行います。（図表4-1）

それぞれが役割を担い、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じることとします。

県は、これまでも次の地域、建築物を**「重点的に耐震化すべき地域」**および**「重点的に耐震化すべき建築物」**とし、耐震化の促進を図る取組を進めてきました。

重点的に耐震化すべき地域
①古い木造住宅等の密集地域 ②地域の防災拠点地区（**官庁街等**） ③被害の発生しやすい地域（**軟弱な地盤の地域、断層に近い地域等**）

重点的に耐震化すべき建築物
①生活の基盤となる建築物（**住宅等**） ②災害時に重要な機能を果たす建築物（**災害対策本部、災害拠点病院、避難所等**） ③多数の人々に利用される建築物（**百貨店、ホテル等**） ④倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物 （**緊急輸送道路や生活道路沿いの建築物**） ⑤災害時に多大な被害につながるおそれがある建築物（**危険物貯蔵施設等**）

引き続き、これらの取組を進めるとともに、平成25年の耐震改修促進法の改正により、耐震診断の義務が課されることになった次の建築物について、所有者への啓発、支援策の創設等、耐震化の促進を図る取組を強化することとします。

耐震診断義務対象の建築物
①要緊急安全確認大規模建築物 ②要安全確認計画記載建築物（**避難路沿道建築物・防災拠点施設等**）

図表 4-1 耐震診断・改修促進施策の実施機関と役割

施 策	実施機関	実施する施策の内容
普及・啓発	県	・地震防災対策情報に関するテレビ番組の制作・放映による啓発 ・パンフレットの作成・配布 ・広報、耐震化啓発セミナー、出前講座による啓発 ・情報の提供（平均的工事費用、被害想定、地震動予測等の地震関連情報等の提供） ・既存建築物の耐震相談窓口の開設 ・防災関連機関との連携
	県・所管行政庁の市	・建築物防災週間、既存建築物防災点検や既存建築物の定期報告の機会を利用した指導の実施
	市町	・パンフレットの作成・配布 ・広報、耐震化啓発セミナーの開催による啓発 ・情報の提供（地震防災マップ等） ・防災関連機関や地元自治会との連携 ・戸別訪問による耐震診断の勧め
	地元自治会	・各種情報の周知（パンフレットの配布等） ・広報等による啓発・周知 ・地域の危険箇所の点検等地域防災対策の推進
	（一社）滋賀県建築士事務所協会	・住宅・建築物の耐震に関する相談窓口
	建築関係団体	・パンフレットの配布
技術者の育成・登録 診断員の養成	県、 建築関係団体 （一財）滋賀県建築住宅センター	・木造住宅耐震診断員養成講習会の開催 ・建築技術者講習会の開催 ・木造住宅耐震改修工事講習会の開催 ・受講者の登録、県民への情報提供 ・木造住宅耐震改修工法講習会の開催（安価な工法の推進）
耐震診断	県	・市町木造住宅耐震診断員派遣事業への支援 ・市町既存民間建築物耐震診断促進事業への支援 ・事業手法に応じた診断法の検討（伝統構法等） ・市町木造住宅耐震補強案作成事業への支援
	市町	・木造住宅耐震診断員派遣事業の実施 ・既存民間建築物耐震診断促進事業の実施 ・木造住宅耐震補強案作成事業の実施
	（一財）滋賀県建築住宅センター	・木造住宅耐震診断員派遣事業の受託 ・木造住宅耐震補強案作成事業の受託
耐震改修計画の認定	県・所管行政庁の市	・認定制度の普及 ・耐震改修計画の認定
	耐震改修検討委員会	・耐震改修計画の内容について検討
耐震改修	県	・市町木造住宅耐震改修事業への支援 ・改修技術、工法等の検討 ・市町既存ブロック塀耐震対策等事業への支援
	市町	・木造住宅耐震改修事業の実施 ・既存ブロック塀耐震対策等事業の実施
重点地区の 耐震性能の向上	県	・市町との協議、連携
	県・所管行政庁の市	・指導、啓発
	市町	・重点地区の選定 ・重点地区の整備の検討、指導、啓発
重要建築物の 耐震性能の向上	県	・県有建築物の耐震診断・改修の推進
	県・所管行政庁の市	・啓発、指導、指示等 ・公共建築物の台帳整備（進行管理） ・建築物の台帳整備（進行管理）
	市町	・市町有建築物の耐震診断・改修の促進 ・公共建築物の台帳整備（進行管理）

4.2　促進を図るための支援策

県民に対し既存建築物の耐震診断および耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の交付金制度、または補助金制度を活用しながら、引き続き既存住宅・建築物の耐震改修の促進を図ります。（図表4-2）

また、耐震診断や耐震改修に対する融資制度や税の優遇措置、耐震改修促進法による建築基準法の特例措置といった緩和策の周知を図ります。

図表 4-2 耐震診断・耐震改修に対する助成措置

事業名	対象		内容	
	住宅	建築物	診断	改修
滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業	○		○	
滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業	○			
滋賀県木造住宅耐震改修事業	○			○
滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業	○	○	○	
滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業	○	○	○	○
滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業		○		○

(1)　滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）

県は市町と協力して、平成15年度から旧耐震基準で建築された在来木造住宅（昭和56年5月以前着工）の無料耐震診断事業である「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」を実施しており、平成17年度からは県内全ての市町で実施しています。（図表4-3）

図表 4-3 滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業の制度概要　　（令和３年２月現在）

対象建築物	耐震診断の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ 階数が２階以下かつ延べ面積が300㎡以下のもの。 エ 木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

(2)　滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業

各市町が行う耐震診断員派遣事業で耐震診断を受けた結果、耐震性がない（上部構造評点 0.7 未満）と判定された木造住宅の所有者が希望した場合に、その住宅の上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる補強案の作成と概算費用の算出を行い、所有者に提供する事業です。（図表 4-4）

図表4-4　滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業の制度概要　（令和３年２月現在）

対象建築物	補強案作成の費用
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア　昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 イ　延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。 ウ　階数が２階以下かつ延べ面積が300㎡以下のもの。 エ　木造軸組工法で建築されているもので、枠組み壁工法、丸太組み工法の住宅ではないもの。 オ　国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。	無料（負担なし）

(3)　滋賀県木造住宅耐震改修事業

木造住宅の耐震改修を進めるため、所有者の経済的な負担を軽減し耐震改修を促進する事業です。（図表4-5、図表4-6）

図表4-5 滋賀県木造住宅耐震改修事業の制度概要　（令和３年２月現在）

対象建築物	補助金額
次のいずれにも該当する「木造住宅」 ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。 イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。階数が２以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。 ウ 木造軸組工法で，大臣等の認定を得た工法でないこと。 エ 総合評点または上部構造評点が0.7未満とされたものを0.7以上とする。（バリアフリー工事を併せて行うことも可能） オ 木造住宅耐震改修工事講習会修了者の名簿に登録された設計者・施工者によるものであること。	総合支援メニュー適用の場合 工事費の80% （1棟100万円を限度） 上記以外の場合 工事費の23% （1棟83.8万円を限度） ※補助金額は市町の補助制度によります。

図表 4-6 木造住宅耐震改修事業への割り増し補助金の制度概要

事業名	事業内容	補助金額
・主要道路沿い耐震改修割増事業 （平成20年度事業制度化）	県が定める緊急輸送道路沿いおよび、市町が定める避難路・通学路等沿道の住宅を耐震改修する場合、予算の範囲内において割増しの補助金を支給します。	5万円/戸を限度 （滋賀県木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外）
・高齢者世帯耐震改修割増事業 （平成20年度事業制度化）	65歳以上の高齢者を含む世帯が耐震改修工事をする場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	
・子育て世帯耐震改修割増事業 （平成29年度事業制度化）	中学校卒業までの子を含む世帯が耐震改修工事をする場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	
・避難経路バリアフリー化割増事業 （平成29年度事業制度化）	耐震改修工事と同時に、地震災害時の避難を容易にする段差解消等の改修工事を行う場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	10万円/戸を限度 （滋賀県木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外）
・内覧会開催割増事業 （平成29年度事業制度化）	耐震改修工事を行う住宅において一般向けまたは事業者向けに内覧会を開催する場合、予算の範囲内において割増の補助金を支給します。	5万円/戸を限度 （滋賀県木造住宅耐震改修事業費補助制度の対象となる工事費が100万以下の工事は対象外）
・県産材利用耐震改修モデル事業費補助金 （平成19年度事業制度化）	滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修事業時に「木の香る淡海の家推進事業」の申請を同時に行い採択された場合、使用する県産木材の使用数量に応じ補助します。	（0.25㎥＜県産木材利用量≦0.45㎥）5万円 （0.45㎥＜県産木材利用量≦0.7㎥）10万円 （0.7㎥＜県産木材利用量）20万円

※割増の適用は市町の補助制度によります。

(4) 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業（滋賀県自治振興総合交付金）

県は市町と協力して、平成12年9月1日から昭和56年5月以前に着工された建築物および住宅に対し、耐震診断補助を実施しています。

現在のところ、補助可能市町は10市町にとどまっていますが、今後、さらに制度の周知に努め、制度活用への誘導を積極的に図ります。（図表4-7）

図表 4-7 滋賀県既存民間建築物耐震診断促進事業の制度概要　（令和３年２月現在）

対象建築物	補助基本額	補助率	補助対象上限額
○要緊急安全確認大規模建築物 ○特定既存耐震不適格建築物 ○要安全確認計画記載建築物（要件あり） 建築物の耐震改修の促進に関する法律第７条第１項第１号に定める民間建築物で同法施行令第６条第２項各号および第３項の要件に合致する民間建築物、法第14条に定める民間建築物および法附則第３条第１項に定める民間建築物の耐震診断に要する経費。ただし、設計図書の復元、第３者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は国の補助基本額で定める額を限度として加算することができる。 ○住宅（長屋・共同住宅） 昭和 56 年５月以前に建築された住宅（長屋・共同住宅）	3,000,000 円／棟	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	各市町が定める。 （県費上限） 1 棟あたり 50 万円 もしくは、 市町が補助する額（国庫負担分を除く。）の 1/2 以内
○住宅（一戸建て住宅） 昭和 56 年５月以前に建築された住宅（一戸建て住宅）	135,000 円／戸	国 1/3 県 1/6 市町 1/6 事業者 1/3	（県費上限） 22,500 円/戸

(5) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業

特に沿道の耐震化を進めるべき道路として、平成25年改正耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定された道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）の耐震診断とその結果の報告を義務付けています。その費用について本事業により助成し、避難路沿道建築物の耐震化の促進を図ります。（図表4-8）

図表4-8　滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業の制度概要　（令和３年２月現在）

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震診断	(1)延べ面積 1,000 ㎡未満の建築物の場合は 3,570 円/㎡ (2)延べ面積 1,000 ㎡以上の建築物の場合は 2,550,000 円＋1,020 円/㎡	補助対象経費
補強設計 (平成 30 年度事業制度化)	(1)面積 1,000 ㎡以内の部分　3,670 円／㎡ (2)面積 1,000 ㎡超から 2,000 ㎡以内の部分　1,570 円／㎡ (3)面積 2,000 ㎡超の部分　1,050 円／㎡	補助対象経費の３分の１
耐震改修 (平成 30 年度事業制度化)	51,200 円／㎡以内	補助対象経費の 11.5%

(6) 滋賀県要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業

県は市町と協力して、要緊急安全確認大規模建築物のうち、大地震の発生時に避難所として活用される建築物に対し、耐震改修等への補助を実施しています。（令和３年２月現在）

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震改修等(平成２８年度事業制度化)	51,200 円／㎡以内	補助対象経費の２３％

（7） 既存ブロック塀等耐震対策事業

県は市町と協力して、ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を目的とするブロック塀等の改修工事（撤去工事を含みます。）への補助を実施しています。（令和３年２月現在）

補助の種別	補助限度額	補助金の額
耐震対策等（平成 30 年度事業制度化）	100,000 円／件以内	補助対象経費の３分の２

（8） 滋賀県および県内市町の住宅・建築物に関する補助制度

県および市町において実施している補助制度は図表4-9のとおりです。

図表 4-9（1） 現在、県・市町が行っている補助制度の概要 （令和３年２月現在）

	木造住宅																	
	①耐震診断員派遣事業（無料）	②耐震補強案作成事業（無料）	③－1木造住宅耐震改修事業						③－2耐震改修割増事業									
			総合支援メニュー実施	定額制		定率制		除却の対象の有無	主要道路沿い		高齢者世帯		子育て世帯		避難経路ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化		内覧会開催	
	実施の有無	実施の有無		対象の有無	市町補助額	対象の有無	市町補助額		対象の有無	市町補助額	対象の有無	市町補助額	対象の有無	市町補助額	対象の有無	市町補助額	対象の有無	市町補助額
大津市	○	○	－	－		－			－		－		－		－		－	
彦根市	○	○	○	－	－	○	補助対象経費の80% 上限100万		－	－	○	5万	○	5万	－	－	－	－
長浜市	○	○	－	－		○	補助対象経費の23% 上限83万8000円		○	5万	○	5万	○	5万	○	バリアフリー改修工事費の23% 上限10万円	○	5万
近江八幡市	○	○	○			○	補助対象経費の80% 上限100万		○	5万	○	5万	○	5万	○	対象経費の23% 上限10万	○	5万
草津市	○	○	○	－	－	○	補助対象経費の80% 上限100万		－	－	○	5万	○	5万	○	対象経費の23% 上限10万	－	－
守山市	○	○	○	○	25万、50万、75万、100万			○	○	5万、10万	○	5万、10万、20万	○	5万、10万	○	対象経費の20% 上限5万、10万	○	5万、10万
栗東市	○	○	－	○	10万、20万、30万、50万	－	－		○	10万	○	10万	○	10万	○	対象経費の20% 上限10万	○	10万
甲賀市	○	○	○	－	－	○	補助対象経費の80% 上限100万		○	5万	○	5万	○	5万	－		○	5万
野洲市	○	○	－	○	50万～100万：10万 100万～200万：20万 200万～300万：30万 300万超　　：50万				○	10万	○	10万	－		－		－	
湖南市	○	○	－	○	10万、20万、30万、50万	－	－		○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	－	－
高島市	○	○	－	－		○	補助対象経費の33% 上限112万2000円	○	○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	－	－
東近江市	○	○	－			○	補助対象経費の20% 上限80万		○	10万	○	10万	○	10万	○	対象経費の20% 上限10万	－	－
米原市	○	○	－	－		○	補助対象経費の23% 上限82万2000円	○	○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	－	
日野町	○	○	－	○	10万、20万、30万、50万	－	－		○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	○	10万
竜王町	○	○	－	－	－	○	補助対象経費の23% 上限83万8000円		○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	○	10万
愛荘町	○	○	－	－	－	○	補助対象経費の23% 上限83万8000円		○	10万	○	10万	○	10万	○	10万		
豊郷町	○	○	－			○	補助対象経費の23% 上限83万8000円	○	○	10万	○	10万	○	10万	○	10万	○	5万
甲良町	○	○	－	－	－	○	補助対象経費の23% 上限83万8000円		○	5万	○	5万	○	5万	○	対象経費の23% 上限10万	－	－
多賀町	○	○	－	○			補助対象経費の20% 上限80万円				○	10万	○	10万				

図表 4-9（2） 現在、県・市町が行っている補助制度の概要

		民間建築物(特定既存不適格建築物等)			民間建築物(共同住宅)			ブロック塀		
	耐震改修促進計画の策定	耐震診断	補強設計	耐震改修等	耐震診断	補強設計	耐震改修等	耐震対策	担当窓口	
									所属	電話番号
		対象の有無	対象の有無	対象の有無	対象の有無	対象の有無	対象の有無	対象の有無		
大津市	○	○	－	－	－	－	－	－	建築指導課	077-528-2774
彦根市	○	○	－	－	－	－	－	○	建築指導課	0749-30-6125
長浜市	○	○	－	－	－	－	－	○	建築課建築指導室	0749-65-6543
近江八幡市	○	○	－	－	－	－	－	○	建築課	0748-36-5544
草津市	○	○	－	－	－	－	－	○	建築課	077-561-2378
守山市	○	○	－	－	－	－	－	○	建築課	077-582-1139
栗東市	○	○	－	－	－	－	－	○	住宅課建築・施設係	077-551-1943
甲賀市	○	○	－	－	－	－	－	○	住宅建築課	0748-69-2213
野洲市	○	－	－	－	－	－	－	○	住宅課	077-587-6322
湖南市	○	－	－	－	－	－	－	○	土木建設課住宅室	0748-71-2349
高島市	○	－	－	－	－	－	－	○	都市政策課	0740-25-8571
東近江市	○	○	－	－	－	－	－	○	住宅課	0748-24-5669
米原市	○	－	－	－	－	－	－	○	都市計画課	0749-52-6926
日野町	○	○	－	－	－	－	－	○	建設計画課	0748-52-6567
竜王町	○	－	－	－	－	－	－	○	建設計画課	0748-58-3716
愛荘町	○	－	－	－	－	－	－	○	建設・下水道課	0749-37-8052
豊郷町	○	－	－	－	－	－	－	○	地域整備課	0749-35-8121
甲良町	○	－	－	－	－	－	－	○	建設水道課	0749-38-5068
多賀町	○	－	－	－	－	－	－	－	企画課	0749-48-8122

(9)　耐震改修促進法による緩和措置

「耐震改修促進法」により、耐震改修計画の認定を受けた建築物について、以下の緩和措置が講じられていることから、これらの周知を図ります。

【建築基準法の特例】

①既存不適格建築物の制限の緩和

安全性の向上を図るための耐震改修を行う場合、既存不適格の内容がやむを得ないと認められるものについては既存不適格部分の改修を行わなくてもよいこととなりました。

②耐火建築物に関する制限の緩和

耐震改修工事により、やむを得なく耐火建築物に関する規定に適合しなくなる場合、火災を早期覚知できる一定の措置が講じられれば、当該規定は適用されません。

③建築確認手続きの特例

計画の認定をもって建築確認とみなされ、建築基準法の手続きが簡素化されます。

④耐震改修計画の認定基準の緩和および容積率・建ぺい率の特例

新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事拡大および容積率・建ぺい率の特例措置が拡充されました。（図表4-10）

図表4-10　容積率・建ぺい率の特例の改正概要

認定対象となる工事の拡大

■現行
建物形状の変更を伴わない改築や、柱・壁の増設による増築などに対象工事が限定

↓

■平成 25 年法改正後
増築や改築の工事の範囲の制限を撤廃（これより耐震改修計画の認定を受けられる工事範囲が拡張され、外付けフレーム工法などの床の増築を伴う耐震改修工法も耐震改修計画の認定対象となる）

出典：「耐震診断・耐震改修のススメ」（（一社）建築性能基準推進協会）

⑤区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和されました。

(10)耐震性に関する表示制度

耐震性を確保し認定を受けた建築物がその旨を表示できる法定制度について周知を図ります。

4.3　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

県民が安心して耐震診断、耐震改修を行うことができるよう、耐震診断または耐震改修に必要な知見を持つ技術者の育成に努めるほか、耐震診断・耐震改修に関する相談体制の構築や様々な情報提供を行います。

(1)　耐震診断・耐震改修技術者の養成

県は、現在、県と市町が実施している「滋賀県木造住宅耐震診断員派遣事業」および「滋賀県木造住宅耐震補強案作成事業」において耐震診断等を行う耐震診断員、「滋賀県木造住宅耐震改修事業」において設計や施工管理を行う技術者の養成を目的とした講習会等を開催する等、建築技術者の知識の向上を図ります。

また、県は、「滋賀県木造住宅耐震改修事業」を活用しようとする県民に対し、県のウェブサイトで公開している事業者リストや市町の相談窓口に設置している登録者名簿により、技術講習を受けて登録された設計者や事業者の紹介を行います。

木造住宅耐震改修工事講習会修了者の登録者は図表4-11のとおりです。

図表 4-11　耐震診断員、耐震改修技術者の講習会受講修了登録者（令和３年２月現在）

技術者等	登録者数	関連事業者数
耐震診断員	３９０名	―
設計者等	３０６名	２５６者
施工管理者	３５４名	２９０者

また、耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況は図表4-12のとおりです。

図表 4-12　耐震診断、耐震改修技術者の講習会の開催状況　（令和３年２月現在）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
３	６	７	４	１	２	２
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
２	２	１	２	３	３	２
29年度	30年度	R1年度	R2年度			合計
２	２	２	２			４８

(2) 相談体制の整備および情報提供の充実

県は、市町、各建築関係団体、ＮＰＯ等と連携し、住宅・建築物の耐震化に関する相談体制の構築を行うとともに、情報提供を行います。

県が行っている相談窓口や情報提供の取組については、次のようなものがあります。

■　メディア・パンフレットによる広報
■　耐震化啓発セミナー・個別相談会
■　戸別訪問
■　出前講座・出前授業

(3)　インターネットによる情報提供

県のウェブサイトでは、耐震改修セミナー、滋賀県木造住宅耐震診断員講習会、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会等の案内および木造住宅耐震改修工事に関する設計者、施工者に関する情報提供を行っています。

また、各市町の耐震診断申込書等の各種申請書類のウェブサイトによる提供のほか、木造住宅の耐震補強工法等に関する新しい情報や、耐震改修実例の紹介をしています。

さらに、滋賀県防災情報マップでは想定される地震に対しての推定震度分布および液状化危険度分布を公開しています。

一般財団法人　滋賀県建築住宅センターのウェブサイトでは、耐震診断員派遣事業について、概要の公開を行っています。

一般財団法人　日本建築防災協会のウェブサイトでは、各自治体および建築技術者への相談窓口の紹介、耐震診断・耐震改修を実施できる事業者の紹介を行っています。

耐震支援ポータルサイトでは、耐震診断、改修に関しての法令、補助制度の紹介、関係する様々な情報提供を行っています。

■滋賀県（滋賀県防災ポータル）
http://dis-shiga.jp/pc/topdis-shiga.html

■滋賀県防災情報マップ
http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index

■一般財団法人　滋賀県建築住宅センター
http://www.zai-skj.or.jp/

■一般財団法人　日本建築防災協会
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/
・耐震支援ポータルサイト
http://www.kenchiku-bosai.or.jp/portal/index.html

4.4　地震時の建築物の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化について、「4.2　促進を図る支援策」「4.3　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備」と併せて、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項についても取り組んでいきます。

(1)　液状化の対策

平成23年の東日本大震災では、数多くの場所で地盤の液状化による建築物の傾斜、倒壊が発生しました。

県内における液状化予測（図表4-13）では、琵琶湖西岸～南岸に液状化の発生が指摘されています。

県では、滋賀県防災情報マップにより、液状化の発生が予想される地域について周知を図るほか、それらの地域において必要な耐震対策の情報提供を行います。

図表 4-13　液状化危険度分布図

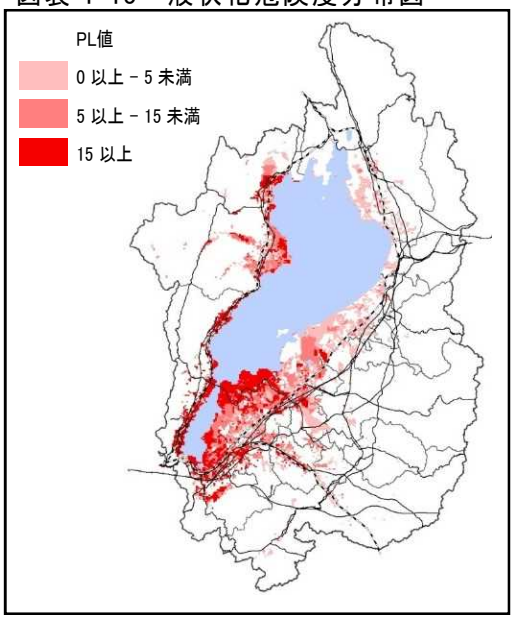

(2)　ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀の安全対策を行っていく必要があります。

市町と協働して、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」（図表4-14）等を通して、ブロック塀の危険度の自己チェックと、点検や補強に関する情報提供を行い、県民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図るとともに、地震に対する通学路や避難路等の安全性の向上を目的とするブロック塀等の撤去工事や改修工事に対する補助を実施します。

また、ブロック塀の適正な施工については、防災パンフレット等による啓発に加え、適切な施工について施工者団体への要請に努めます。

図表 4-14　ブロック塀の安全対策

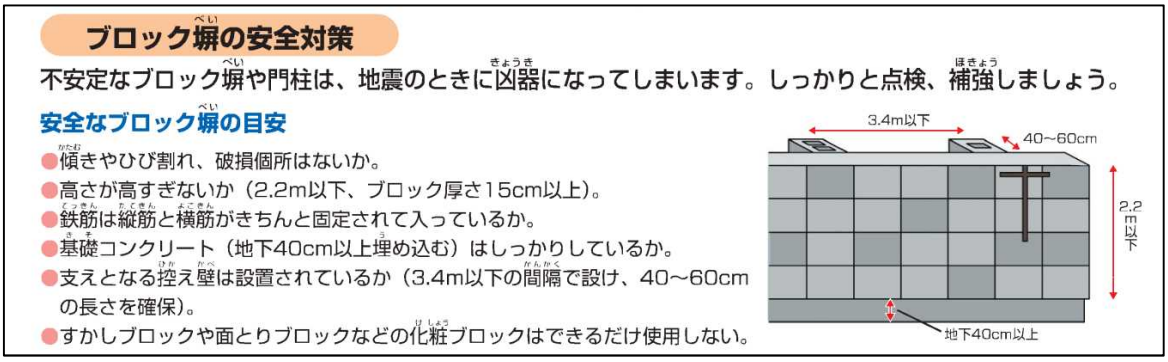

出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(3)　窓ガラス、天井等の落下防止対策

東日本大震災では、建築物の窓ガラス、外壁のタイルや屋外広告物の落下、また、体育館や劇場等の大規模空間を有する建築物のつり天井の脱落が多く発生し、大きな被害につながりました。

地震発生時のこのような事故を防ぐため、市街地で人の通行が多い道路沿いや避難路沿いの建築物の窓ガラス、外壁に使われているタイルや屋外広告物、大規模天井等の落下防止対策に関する技術的な情報提供を行っていきます。

特に、落下すれば大きな被害につながるおそれのある大規模天井等については、建築基準法に「特定天井」の構造方法が定められるとともに、災害応急対策の実施拠点となる庁舎、避難場所に指定されている体育館等の防災拠点施設、固定された客席を有する劇場、映画館等既存建築物について、その改修を行政指導できることになりました。このことについて、建築物の所有者、管理者等に対する啓発・指導に努めていきます。

(4)　エレベーターの地震防災対策

東日本大震災ではエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形等が複数箇所で発生したため、建築基準法施行令が平成26年に改正され、釣合おもりの脱落防止構造の強化や、地震に対する構造上の安全性を確かめるための構造計算の規定が追加されるなど、エレベーターの脱落防止対策に関する規定が定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

また、現行指針に適合していない既存のエレベーターについては、建築基準法による定期検査の機会を活用し、建築物の所有者、管理者等に対し、耐震安全性の確保、地震時管制運転装置の設置、閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備等、現行指針における地震防災対策に関する情報提供を行うように努めます。

(5)　エスカレーターの地震防災対策

東日本大震災ではエスカレーターの脱落が複数箇所で発生したため、建築基準法施行令が平成26年に改正され、エスカレーターの脱落防止対策に関する次のような関係規定が定められました。

・十分な「かかり代」を設ける構造方法

・脱落防止措置（バックアップ措置）を講じる構造方法

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

(6)　家具の転倒防止対策

家具が転倒することにより負傷すること、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、県民向け防災パンフレット「できることから地震対策！！」（図表4-15）等を通じて、家具転倒防止の対策を県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及に努めます。

図表 4-15　家具転倒対策

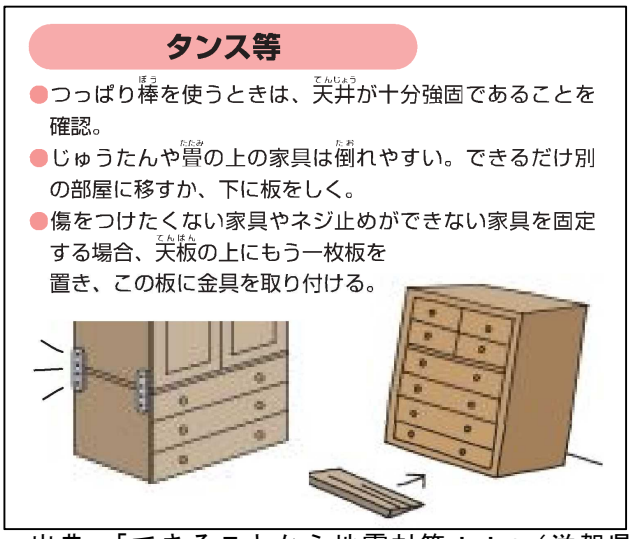

出典：「できることから地震対策！！」（滋賀県）

(7)　その他の建築設備の転倒防止、破損防止対策

東日本大震災では住宅等に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生しました。これらはアンカーボルト等による緊結方法が不適切であったことから、告示「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」が平成25年に一部改正施行され、給湯器等の設置状況等に応じて規定された仕様の固定方法とするか、構造計算により確認するかのいずれかの方法で、地震に対する安全確保を図ることと定められました。

このことについて、建築物の所有者、管理者等に対し周知するよう努めます。

(8)　地震時の住宅火災の防止対策

大地震の発生時における、電気設備、熱源等の損壊による住宅火災の発生を防止するため、感震ブレーカの導入等、その対策についての情報提供を行います。

4.5　特定優良賃貸住宅の空き家の活用

個人住宅や共同住宅、長屋等において、耐震改修工事の実施にあたって、その工事の規模によっては、仮住居への移転が必要となる場合も想定されます。

計画認定建築物（耐震改修促進法第19条）である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者は、地域優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅）の空き家を仮住居として有償で活用できるため、必要に応じてその情報提供を行います。

4.6　地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地近接地の減災対策を推進します。

また、地震に伴う建築物の敷地の被害を軽減するため、敷地の液状化や滑動崩落の危険性に関する情報等を提供することにより、敷地被害の未然防止や減災対策についての啓発等を行います。

5 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項

5.1 地震リスクマップの周知・啓発

地震被害を緩和するためには、住宅・建築物の耐震化によるハード面での対策を着実に進めるとともに、災害情報の伝達体制や避難誘導体制の充実、市町が整備するハザードマップの利用・浸透や過去の災害事例の紹介等による、住民の防災意識の啓発等、ソフト面での対策を推進することが重要です。

県は、地震リスクマップ（「防災情報マップ」）を作成し、県のウェブサイト上で公開しています。（図表5-1）

図表5-1 地震リスクマップ（滋賀県防災情報マップ）

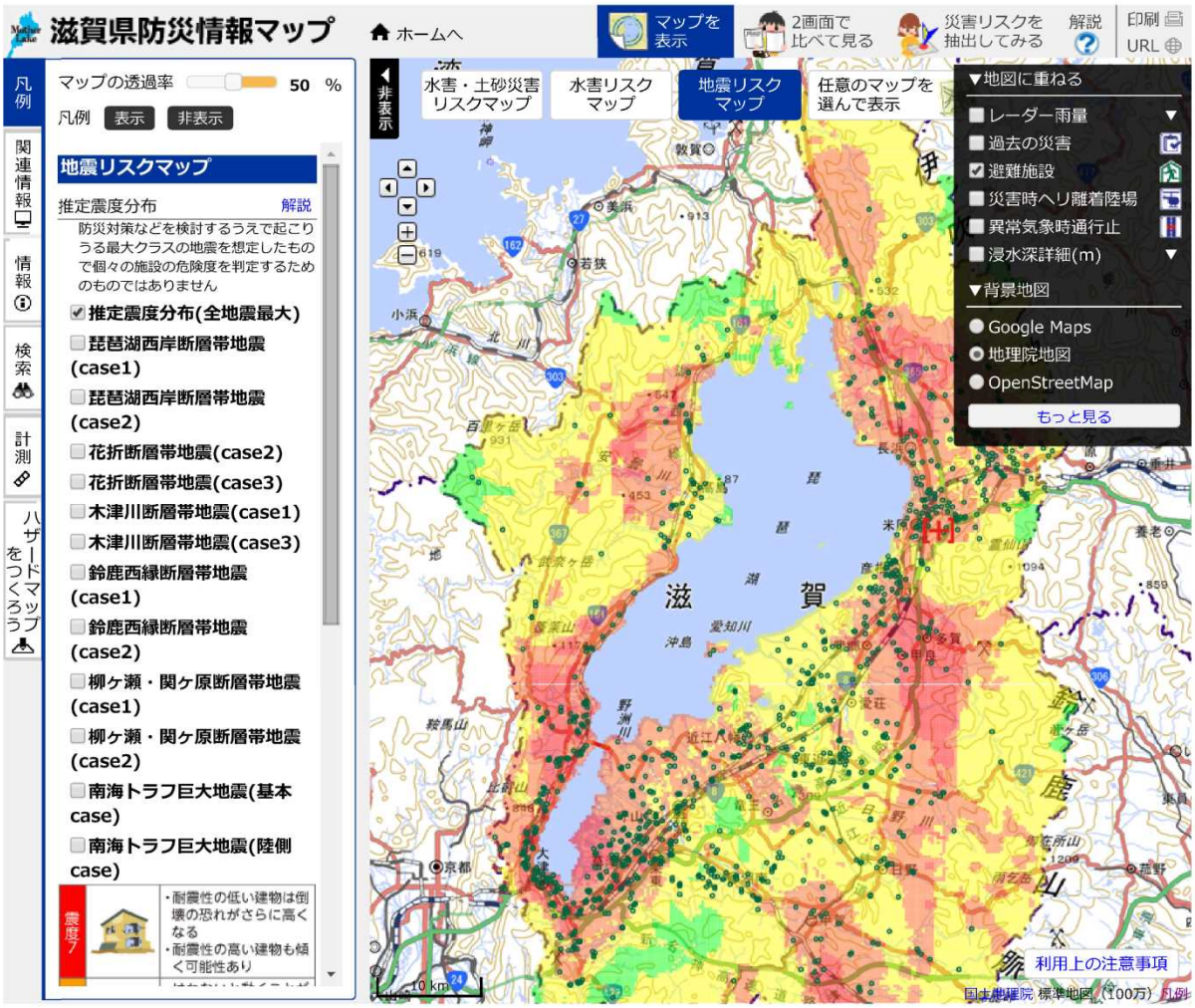

出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県HP： http://shiga-bousai.jp/）

5.2　パンフレット・セミナー等県民への啓発の推進

県と市町は連携して、建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及を積極的に推進します。

具体的には、耐震診断・改修に関する事業の推進に資するためのパンフレットの作成や県民への配布等を行います。（図表5-2）特に市町は耐震診断を受けていない建築物の所有者へのパンフレットを配布し、耐震診断・耐震改修の実施を促す等、耐震化に向けた施策を進めます。

また、建築物の所有者向けのセミナーや講習会を開催し、啓発および知識の普及の推進に努めます。

現在、湖国すまい・まちづくり推進協議会が開催している県民向け住宅セミナーや、メディアを活用した啓発事業等により住宅耐震診断・耐震改修に関する情報発信を積極的に進めます。

図表 5-2　耐震診断・改修のパンフレット

（平成 27 年 4 月時点）

その他、下記のような各施策と連携し、普及・啓発に努めます。

(1)　防災点検・パトロール

年2回建築物防災週間に実施している防災点検等の機会を通じて、地震防災対策の推進について、建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

(2)　住宅月間

毎年10月は「住宅月間」として、催事などを通じ住宅に関し広く普及・啓発を行うとともに、県民に対する地震防災対策に関する情報提供を行います。

(3)　防災訓練

県および市町の防災訓練を活用し、建築物の地震防災対策に対する意識向上に努めます。

(4)　定期報告制度の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告結果により、地震防災対策を積極的に行っていくよう、報告の対象となる建築物の所有者、管理者等へ啓発、指導を行います。

(5) 各種調査

既存建築物における地震対策等の調査（窓ガラスの地震対策等）を通じて、既存建築物の所有者、管理者等に対し、地震対策の啓発を行います。

5.3 自治会等との連携

地震防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが大切です。

このことから、市町は自治会等と連携した防災活動を実施するなど、地域住民の意識向上に努めるものとし、県は市町の取組みを支援します。

また、県は、市町との調整会議を必要に応じて開催し、相互の情報共有を図ることとします。

5.4 減災教育による人材育成

県内の小学校では、総合的な学習の時間を活用した減災教育に取り組んでいるところもあります。

県は、減災意識の向上と減災行動の気運をさらに盛り上げ、地震に強い地域づくり、人づくりを推進するために、減災教育の講師派遣等、積極的な支援を行います。

６ 法令に基づく指導・助言または命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

6.1 耐震改修促進法による指導等の実施

県は所管行政庁として、所轄する地域内の特定既存耐震不適格建築物、要安全確認計画記載建築物および要緊急安全確認大規模建築物の状況を調査するとともに、耐震診断が義務付けられている要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物の所有者からの耐震診断結果の報告を受け、診断結果を公表します。

また、県は、これらの所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施する※1よう努めます。

さらに、国の方針を参考とし、必要に応じ指示※2を行います。なお、指示を受けた所有者が、正当な理由がなくその指示に従わなかった場合には、公表を行う等の措置を講じます。

公表※3の方法については公報、報道発表、ウェブサイトの活用等により行います。

※1 耐震改修促進法第12条第1項、第15条第1項、附則第3条第3項による
※2 耐震改修促進法第12条第2項、第15条第2項、附則第3条第3項による
※3 耐震改修促進法第12条第3項、第15条第3項、附則第3条第3項による

(1) 耐震診断が義務付けられている建築物

① 耐震診断に関する命令の方法

県は、耐震診断義務付け対象となる建築物の所有者が耐震診断結果の報告を実施しない場合、個別に文書等で診断結果を報告するよう促し、それでも報告がされない場合は、耐震改修促進法第8条第1項または附則第3条第3項に基づく命令の対象とします。命令を行った場合は、ウェブサイトへの掲載等の方法により公表を行います。

② 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第12条第１項および附則第3条第3項に基づき、当該建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断、耐震改修の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

③ 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、耐震改修促進法第12条第2項および附則第3条第3項に基づき、当該建築物の所有者が指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を当該建築物の所有者に交付する等の方法で行います。

④ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づき、「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、耐震診断、耐震改修が確実に行われる見込みがある場合については、その計画内容を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、耐震改修促進法第12条第3項および附則第3条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、県民に広く周知するため、県および市町の公報やウェブサイトへの掲載、各土木事務所や各市町の掲示板への掲載等により行います。

⑤ 耐震診断が義務付けられている建築物の用途

耐震診断が義務付けられている建築物には、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物があります。図表6-1に耐震診断が義務付けられている建築物の用途および規模要件の一覧を示します。

図表 6-1　耐震診断が義務付けられている建築物の規模要件一覧表

	法	用　途	各建築物の規模要件
要安全確認計画記載建築物	法第５条第３項第１号	大規模な災害が発生した場合、その利用を確保することが公益上必要となる建築物	県が耐震改修促進計画において指定する庁舎、避難所等の防災拠点施設等
	法第５条第３項第２号 法第６条第３項第１号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の 1/2 に相当する高さを超える建築物（ただし、道路の幅員が 12m 以下の場合は 6m以上）
要緊急安全確認大規模建築物	附則第３条	幼稚園、保育所	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
		小学校等：小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
		ホテル、旅館	
		博物館、美術館、図書館	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上
		危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	5,000 ㎡以上かつ、境界線から一定距離以内に存する建築物

(2) 特定既存耐震不適格建築物

① 耐震診断または耐震改修の指導および助言の方法

「指導」および「助言」は、耐震改修促進法第15条第1項および第16条第2項に基づき、当該建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の必要性を説明して、耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応ずる方法で行います。

② 耐震診断または耐震改修の指示の方法

「指示」は、下記の建築物について、当該建築物の所有者が指導および助言のみでは耐震診断、耐震改修を実施しない場合に、具体的に実施すべき事項を明確にした指示書を当該建築物の所有者に交付する等の方法で行います。

・耐震診断を指示する建築物

耐震改修促進法第15条第2項に基づく建築物

（図表6-2の「耐震改修促進法第15条第2項の指示対象建築物」欄を参照）

・耐震改修を指示する建築物

「耐震診断を指示する建築物」のうち、ランク2．3の建築物

（図表6-3の「指示する建築物」、「改修」の欄を参照）

（ランクについては、図表6-4の各ランクの建築物の耐震性能を参照）

③ 耐震診断または耐震改修の指示に従わないときの公表の方法

「公表」は、下記の建築物について、当該建築物の所有者が「正当な理由」がなく、耐震診断または耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

なお、建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断や耐震改修の実施計画を策定し、耐震診断、耐震改修が確実に行われる見込みがある場合は、その計画内容を考慮し、公表するか否かの判断をします。

「公表の方法」については、耐震改修促進法第15条第3項に基づく公表であることを明確にするとともに、県民に広く周知するため、県および市町の公報やウェブサイトへの掲載、各土木事務所や各市町の掲示板への掲載等により行います。

・ 耐震診断の指示に従わないために公表する建築物

昭和56年に改正された建築基準法の構造基準を満足していない建築物

所管行政庁が特に必要と認めた建築物

・ 耐震改修の指示に従わないために公表する建築物

ランク2・3の①災害時に重要な機能を果たす建築物

ランク3の②不特定多数の者が利用する建築物と③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

図表6-2　特定既存耐震不適格建築物の一覧表

法	政令第６条第２項	用　途	法第 14 条の所有者の努力義務および法第 15 条第１項の「指導・助言」対象建築物	法第 15 条第２項の「指示」対象建築物
法第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 750 ㎡以上
	第2号	小学校等：小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上 ＊屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	第3号	学校：第２号以外の学校	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）		
		車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設		
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ 1,000 ㎡以上	階数１以上かつ 2,000 ㎡以上
法第 14 条第２号		危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 ㎡以上
法第 14 条第３号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が滋賀県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	前面道路の幅員に応じて、前面道路の幅員の 1/2 に相当する高さを超える建築物（ただし、１２m 以下の場合は 6m以上）	左に同じ

図表 6-3　耐震改修促進法第 15 条第 2 項に掲げられる建築物の指示等を行う建築物の選定基準

法	用　途					指示する建築物	公表する建築物（指示したものに限る）	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物に基づき命令する建築基準法施行令第137条の2に定める建築物（原則、公表したものに限る）
法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	①災害時に重要な機能を果たす建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、消防署、警察署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁が特に必要と認めた建築物	-
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、盲学校、聾学校もしくは特別支援学校				
				集会場・公民館・体育館				
				幼稚園、保育所等	改修	ランク 2･3 の建築物	ランク 2･3 の建築物	ランク３の建築物
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所				
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等				
		オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
	②不特定多数の者が利用する建築物			百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	診断	法第15条第2項の特定既存耐震不適格建築物	昭和56年以前の建築物 所管行政庁が特に必要と認めた建築物	-
				ホテル・旅館				
				劇場、観覧場、映画館、演芸場				
				博物館、美術館、図書館				
				展示場				
				飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等				
				理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等	改修	ランク 2･3 の建築物	ランク３の建築物	ランク３の建築物
				遊技場				
				ボーリング場、スケート場、水泳場等				
				公衆浴場				
				自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設				
	③危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物			―				

図表 6-4　各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基 準
ランク１	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度６強程度の地震で倒壊を免れる	Is が 0.6 以上、0.75 未満かつ、q が 1.0 以上、1.25 未満
ランク２	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。	震度６強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク３以外で、Is が 0.6 未満の場合、または q が 1.0 未満の場合
ランク３	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	震度５強程度の地震で倒壊するおそれ	Is が 0.3 未満の場合または q が 0.5 未満

注1　Is:耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6 以上は震度6強程度まで安全と判断されるが、震度7の場合は 0.75～0.9 程度必要となる。
注2　q:必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。
注3　耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300～400gal(震度6強)であること、構造耐震指標Is=0.6は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

6.2　建築基準法による勧告または命令等の実施

建築基準法第10条では、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える事務所その他これに類する用途に供する建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができるとしています。

耐震改修促進法に基づく耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物または階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、震度5強程度の地震で倒壊するおそれのある耐震性能ランク3のものについては、建築基準法第10条に基づく勧告に従わない場合は同法に基づく命令により是正を求める対象とします。（図表6-3参照）

6.3　耐震改修を促進するための連携

県は、住宅・建築物の耐震改修の促進に関する指導・助言または命令等の運用について、各所管行政庁と連携し、調整を図ることとします。

7 その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

7.1 市町が定める耐震改修促進計画に定める事項

県は、可能な限り早期に全ての市町が改正耐震改修促進法の規定に基づいた改定案を作成できるよう、必要な情報提供、助言、技術支援を行います。

市町が定める耐震改修促進計画に定める事項については、耐震改修促進法の改正、同法政省令、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」、および本計画の内容を反映しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの活用状況、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、各市町における地域固有の状況を配慮して作成します。

上記以外の事項として、市町において地震被害が考えられる断層帯の位置や、想定される地震の規模、被害の状況、市町内にある建築物の耐震化の現状、公共建築物を含んだ全ての建築物の耐震改修等の目標設定、地震発生時に通行を確保すべき道路の指定状況、市町における耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策や、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発、および知識の普及施策等の記載が考えられます。

【市町耐震改修促進計画の策定項目（参考例）】

① 基本方針
② 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標
- 想定される地震の規模、想定される被害の状況
- 耐震化の現状
- 耐震改修等の目標の設定
- 公共建築物の耐震化の目標

③ 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 耐震診断・改修に関する基本的な取組み方針
- 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要
- 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要
- 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
- 重点的に耐震化すべき地域の設定
- 重点的に耐震化すべき建築物の設定

④ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及に関する事項
- 地震ハザードマップの作成・公表
- 相談体制の整備および情報提供の充実
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 自治会等との連携

⑤ その他建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

7.2 その他耐震改修を促進するための事項

(1) 新たに建築される建物の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、良質な建築物を確保する観点から、適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査の徹底を図ります。

附　表

附表-1　耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき指定する道路表（平成 27 年指定）

指定道路（路線名）	区分	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長(km)	車線数	管理者
一般国道 1 号	第１次	一般国道	瀬田川大橋西詰	本宮二丁目西交差点	4.8	2	国土交通省
高島大津線	第１次	一般県道	琵琶湖大橋交差点	仰木口交差点	1.6	2	滋賀県
高島大津線	第１次	一般県道	自衛隊北交差点	柳が崎交差点	1.3	3	滋賀県
高島大津線	第１次	一般県道	大津港口交差点	逢坂一丁目交差点	1.5	2	滋賀県
一般国道 477 号	第１次	一般国道	琵琶湖大橋交差点	新宿橋交差点	0.5	2	滋賀県
大津草津線	第１次	主要地方道	大津港口交差点	近江大橋西詰交差点	3.3	4	滋賀県
大津停車場本宮線	第１次	一般県道	県庁前交差点	本宮二丁目西交差点	0.5	2-4	滋賀県
高島大津線	第１次	一般県道	真野五丁目交差点	琵琶湖大橋交差点	0.4	2	滋賀県
彦根港彦根停車場線	第１次	一般県道	県湖東合同庁舎	旭町西交差点	0.2	2	滋賀県
彦根停車場線	第１次	主要地方道	旭町西交差点	JR 彦根駅前交差点	0.2	4	滋賀県
彦根駅平田線	第１次	彦根市道	JR 彦根駅前交差点	大東町南交差点	0.4	4	彦根市

（令和3年3月　国道161号線の移管に伴い、路線名等を一部修正）

附表-2　　第１次、第２次緊急輸送道路

１．第１次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間 （起点～終点）	延長 （km）	車線数	備　考
国　道	国	一般国道１号	甲賀市土山町山中 ～大津市横木一丁目	56.0	2-4	
	国	一般国道１号 （栗東水口道路 他）	湖南市朝国 ～栗東市六地蔵	11.3	2	
	国	一般国道１号 （京滋 BP）	草津市東草津四丁目 ～大津市神領四丁目	5.6	4	
	国	一般国道８号	長浜市西浅井町沓掛 ～栗東市手原	83.2	2	
	国	一般国道 21 号	米原市長久寺 ～米原市西円寺	12.3	2	
	国	一般国道 161 号	高島市マキノ町野口 ～大津市逢坂一丁目	62.8	2	
	国	一般国道 161 号 （西大津 BP・湖西道路・志賀 BP）	大津市北小松 ～大津市横木一丁目	34.9	2	
		一般国道 （指定区間内）　計	４路線　７区間	266.1		国土交通省管理
	国	一般国道 303 号	長浜市西浅井町塩津浜 ～高島市マキノ町野口	8.0	2	
	国	一般国道 303 号	高島市今津町弘川 ～高島市今津町杉山	13.6	2	
	国	一般国道 306 号	彦根市原町 ～彦根市外町	0.7	2	
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	2.6	2	
	国	一般国道 421 号	東近江市中小路町 ～近江八幡市友定町	9.6	2	
		一般国道 （指定区間外）　計	４路線　５区間	34.5		滋賀県管理
	高国	高国 名神高速道路	米原市長久寺 ～大津市追分町	83.2	4-6	
	高国	高国 北陸自動車道	長浜市余呉町椿坂 ～米原市三吉	36.3	4	
	高国	高国 新名神高速道路	甲賀市土山町山女原 ～草津市野路町	41.9	4	
	有国	一般国道１号（京滋 BP）	大津市神領四丁目 ～大津市石山外畑町	8.7	4	
		有料道路 （指定区間外）　計	４路線　４区間	170.1		高速道路株式会社管理
	国	一般国道 477 号	守山市洲本町 ～大津市真野普門二丁目	8.4	2-4	琵琶湖大橋
		有料道路（滋賀県道路公社管理区間）計	１路線　１区間	8.4		公社管理
主要地方道 11	主	守山栗東線	守山市洲本町 ～栗東市出庭	5.9	2	琵琶湖大橋
18	主	大津草津線	草津市矢橋町 ～大津市丸の内町	4.5	4	近江大橋（H25.12 県に移管済み）
42	主	草津守山線	草津市矢橋町 ～草津市木川町	1.6	4	近江大橋（H25.12 県に移管済み）
		有料道路（滋賀県道路公社管理区間）計	３路線　３区間	12.0		公社管理
主要地方道 18	主	大津草津線	大津市丸の内町 ～大津市浜大津	3.2	4	
56	主	大津インター線	大津市松本本宮町 ～大津市本宮一丁目	0.9	2	

１．第１次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間 （起点～終点）	延長 （km）	車線数	備　考
11	主	守山栗東線	栗東市出庭 ～栗東市辻	1.2	2	
24	主	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮 ～甲賀市甲賀町岩室	1.1	2	
6	主	彦根停車場線	彦根市旭町 ～彦根市旭町	0.2	2	
25	主	彦根近江八幡線	彦根市外町 ～彦根市大東町	0.6	2	
37	主	中山東上坂線	長浜市川崎町 ～長浜市山階町	1.0	4	
54	主	海津今津線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町弘川	0.4	2	
		主要地方道　計	8 路線　8 区間	8.6		滋賀県管理
一般県道 103	―	大津停車場本宮線	大津市本宮一丁目 ～大津市京町四丁目	0.6	2	
558	―	高島大津線	大津市木戸 ～大津市今堅田二丁目	9.2	2	
141	―	山田草津線	草津市木川町 ～草津市草津三丁目	1.9	2	
340	―	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室 ～甲賀市甲賀町岩室	0.3	2	
535	―	泉水口線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.3	2	
216	―	雨降野今在家八日市線	東近江市八日市緑町 ～東近江市八日市上之町	0.4	2	
517	―	彦根港彦根停車場線	彦根市元町 ～彦根市旭町	0.2	4	
291	―	今津停車場線	高島市今津町弘川 ～高島市今津町今津	0.4	2	
335	―	今津マキノ線	高島市今津町日置前 ～高島市マキノ町沢	3.6	2	
534	―	藺生日置前線	高島市今津町日置前 ～高島市今津町日置前	0.7	2	
		一般県道　計	10 路線　10 区間	17.6		滋賀県管理
市町道	市	彦根駅平田線	彦根市大東町 ～彦根市旭町	0.4	2	
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1	2	
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.5	2	
	市	緑町線	東近江市八日市上之町 ～東近江市八日市東本町	0.6	2	
		市町道　計	4 路線　4 区間	1.6		市町管理
		第１次緊急輸送道路　計	35 路線　42 区間	518.9		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間（起点～終点）		延長（km）	車線数	備　考
国　道	国	一般国道 303 号	長浜市木之本町金居原～長浜市木之本町千田		17.7		
	国	一般国道 306 号	多賀町多賀～彦根市原町		5.4		
	国	一般国道 307 号	多賀町多賀～甲賀市水口町水口		33.0		
	国	一般国道 307 号	甲賀市水口町水口～甲賀市信楽町下朝宮		29.8		
	国	一般国道 365 号	長浜市小谷郡上町～米原市藤川		19.7		
	国	一般国道 365 号	長浜市余呉町中之郷～長浜市木之本町黒田		4.7		
	国	一般国道 367 号	大津市伊香立途中町～高島市今津町保坂		33.5		
	国	一般国道 421 号	東近江市山上町～東近江市中小路町		7.2		
	国	一般国道 422 号	大津市石山寺三丁目～大津市南郷一丁目		1.8		
	国	一般国道 477 号	大津市真野大野～大津市伊香立途中町		6.7		
	国	一般国道 477 号	日野町河原一丁目～日野町松尾		0.7		
	国	一般国道 477 号	竜王町小口～竜王町西横関		4.2		
		一般国道（指定区間外）　計	8 路線	12 区間	164.4		滋賀県管理
主要地方道 18	主	大津草津線	草津市新浜町～草津市新浜町		0.7		（H25.12 県に移管済み）
		有料道路（滋賀県道路公社管理区間）　計	1 路線	1 区間	0.7		公社管理
主要地方道 2	主	大津能登川長浜線	大津市神領四丁目～草津市野路町		3.4		
7	主	大津停車場線	大津市浜大津一丁目～大津市浜大津一丁目		0.1		
47	主	伊香立浜大津線	大津市山上町～大津市御陵町		0.5		
2	主	大津能登川長浜線	守山市守山六丁目～守山市播磨田町		0.6		
2	主	大津能登川長浜線	栗東市小柿三丁目～栗東市中沢二丁目		0.7		
42	主	草津守山線	守山市播磨田町～草津市木川町		8.1		
42	主	草津守山線	草津市矢橋町～草津市矢橋町		0.6		
48	主	近江八幡守山線	野洲市西河原～野洲市西河原		0.2		
55	主	上砥山上鈎線	栗東市上鈎～栗東市手原二丁目		0.5		
4	主	草津伊賀線	甲賀市水口町牛飼～甲賀市甲賀町五反田		14.8		
24	主	甲賀土山線	甲賀市甲賀町大原市場～甲賀市甲賀町相模		0.2		
49	主	甲南阿山伊賀線	甲賀市甲南町杉谷～甲賀市甲南町杉谷		1.0		
2	主	大津能登川長浜線	東近江市能登川町～東近江市射光寺町		2.4		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間（起点～終点）	延長（km）	車線数	備考
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市昭和町～東近江市川合町	3.8		
13	主	彦根八日市甲西線	東近江市西菩提寺町～東近江市小田苅町	1.4		
26	主	大津守山近江八幡線	近江八幡市長命寺町～近江八幡市大房町	3.0		
48	主	近江八幡守山線	近江八幡市鷹飼町～近江八幡市中小森町	1.6		
52	主	栗見八日市線	東近江市躰光寺町～東近江市躰光寺町	0.2		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市長曽根町～近江八幡市長命寺町	23.2		
2	主	大津能登川長浜線	彦根市長曽根町～長浜市高田町	14.3		
13	主	彦根八日市甲西線	愛荘町東出～愛荘町安孫子	0.9		
25	主	彦根近江八幡線	彦根市大東町～彦根市京町三丁目	0.2		
19	主	山東一色線	米原市野一色～米原市一色	6.7		
37	主	中山東上坂線	長浜市八幡中山町～長浜市川崎町	1.2		
37	主	中山東上坂線	長浜市山階町～長浜市東上坂町	3.6		
44	主	木之本長浜線	長浜市木之本町大音～長浜市湖北町尾上	7.1		
23	主	小浜朽木高島線	高島市朽木市場～高島市安曇川町五番領	12.8		
38	主	太田安井川線	高島市新旭町北畑～高島市新旭町北畑	1.0		
		主要地方道計	18路線　28区間	114.1		滋賀県管理
一般県道108	―	南郷桐生草津線	大津市南郷一丁目～大津市黒津四丁目	0.2		
307	―	北小松大物線	大津市南小松～大津市南小松	0.1		
142	―	草津停車場線	栗東市小柿～草津市渋川一丁目	0.7		
151	―	守山中主線	野洲市市三宅～野洲市西河原	2.2		
155	―	木部野洲線	野洲市市三宅～野洲市小篠原	2.3		
324	―	希望が丘文化公園北線	野洲市辻町～野洲市小篠原	1.7		
342	―	草津田上インター線	草津市野路町～草津市野路町	0.2		
559	―	近江八幡大津線	近江八幡市南津田町～草津市新浜町	30.7		
113	―	石部草津線	湖南市石部北一丁目～湖南市石部中央一丁目	0.6		
124	―	甲南停車場線	甲賀市甲南町野田～甲賀市甲南町野田	0.3		
132	―	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷～甲賀市甲南町杉谷	0.6		
337	―	柑子塩野線	甲賀市甲南町杉谷～甲賀市甲南町新冶	1.4		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間 （起点～終点）	延長 （km）	車線数	備　考
341	－	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬～甲賀市信楽町黄瀬	0.1		
343	－	甲南インター線	甲賀市甲南町新治 ～甲賀市甲南町杉谷	2.6		
549	－	大野名坂線	甲賀市水口町東名坂 ～甲賀市水口町本綾野	0.5		
176	－	桜川西竜王線	東近江市桜川西町 ～東近江市市子川原町	0.8		
201	－	安土西生来線	近江八幡市安土町小中 ～近江八幡市西生来町	0.9		
202	－	佐生五個荘線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘塚本町	0.2		
206	－	神郷彦根線	東近江市神郷町 ～東近江市神郷町	0.3		
213	－	湖東彦根線	東近江市南花沢町 ～東近江市西菩提寺町	2.8		
326	－	大房東横関線	近江八幡市大房町 ～近江八幡市東横関町	5.1		
502	－	近江八幡停車場線	近江八幡市鷹飼町 ～近江八幡市桜宮町	0.7		
553	－	今簗瀬線	東近江市神郷町 ～東近江市五個荘簗瀬町	1.7		
196	－	三津屋野口線	彦根市三津屋町 ～彦根市日夏町	0.9		
206	－	神郷彦根線	彦根市西今町 ～彦根市京町三丁目	2.8		
219	－	豊郷停車場線	豊郷町高野瀬 ～豊郷町八目	1.1		
220	－	松尾寺豊郷線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町東出	2.8		
224	－	多賀高宮線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	1.5		
227	－	敏満寺野口線	甲良町金屋 ～甲良町在士	1.3		
344	－	湖東三山インター線	愛荘町松尾寺 ～愛荘町松尾寺	0.3		
517	－	彦根港彦根停車場線	彦根市松原二丁目 ～彦根市元町	1.8		
518	－	彦根城線	彦根市古沢町 ～彦根市松原町	0.9		
518	－	彦根城線	彦根市佐和町 ～彦根市金亀町	0.4		
542	－	安食西八目線	豊郷町八目 ～豊郷町石畑	0.2		
234	－	朝妻筑摩近江線	米原市朝妻筑摩 ～米原市下多良一丁目	1.7		
244	－	大野木志賀谷長浜線	米原市志賀谷 ～米原市長岡	2.2		
248	－	天満一色線	米原市長岡 ～米原市一色	0.3		
251	－	祇園八幡中山線	長浜市祇園町 ～長浜市八幡中山町	2.1		
254	－	川道唐国線	長浜市錦織町 ～長浜市唐国町	0.7		
256	－	香花寺曽根線	長浜市落合町 ～長浜市落合町	0.2		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	区間（起点～終点）	延長（km）	車線数	備考
265	―	郷野湖北線	長浜市小谷郡上町～長浜市湖北町速水	2.2		
273	―	東野虎姫線	長浜市内保町～長浜市酢	5.4		
329	―	彦根米原線	米原市下多良一丁目～米原市米原	0.6		
331	―	湖北長浜線	長浜市湖北町尾上～長浜市公園町	12.0		
509	―	間田長浜線	長浜市八幡東町～長浜市高田町	1.2		
510	―	伊部近江線	米原市顔戸～米原市顔戸	0.4		
551	―	山東伊吹線	米原市高番～米原市春照	1.0		
513	―	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町大浦～長浜市西浅井町大浦	0.3		
557	―	西浅井マキノ線	長浜市西浅井町大浦～長浜市西浅井町大浦	1.9		
287	―	小荒路牧野沢線	高島市マキノ町沢～高島市マキノ町沢	0.3		
296	―	畑勝野線	高島市高島町永田～高島市高島町勝野	1.1		
297	―	安曇川高島線	高島市安曇川町田中～高島市安曇川町田中	0.2		
303	―	北船木北畑線	高島市新旭町新庄～高島市新旭町太田	0.8		
304	―	北船木勝野線	高島市安曇川町北舟木～高島市高島町勝野	7.1		
305	―	南船木西万木線	高島市安曇川町西万木～高島市安曇川町青柳	0.4		
333	―	安曇川今津線	高島市今津町今津～高島市安曇川町北舟木	9.4		
		一般県道計	54 路線　56 区間	122.2		滋賀県管理
市町道	市	幹 1033	大津市長等一丁目～大津市京町三丁目	0.5		
	市	中 3517	大津市長等一丁目～大津市長等一丁目	0.1		
	市	中 3401	大津市京町三丁目～大津市京町三丁目	0.2		
	市	幹 1037	大津市浜町～大津市末広町	0.7		
	市	幹 1042	大津市松本二丁目～大津市松本一丁目	0.3		
	市	幹 1045	大津市竜が丘～大津市鶴の里	1.2		
	市	中 4013	大津市におの浜四丁目～大津市におの浜四丁目	0.3		
	市	幹 1031	大津市茶が崎～大津市錦織一丁目	1.5		
	市	幹 1033	大津市皇子が丘三丁目～大津市尾花川	0.1		
	市	幹 2128	大津市尾花川～大津市山上町	0.3		
	市	幹 2134	大津市石山寺三丁目～大津市石山寺三丁目	0.5		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間 （起点～終点）	延長 （km）	車線数	備　考
	市	幹 1016	大津市本堅田五丁目～大津市堅田二丁目	0.1		
	市	北 2326	大津市堅田二丁目 ～大津市堅田二丁目	0.2		
	市	幹 1112	大津市南小松 ～大津市南小松	0.2		
	市	幹 1114	大津市南小松 ～大津市南小松	0.7		
	市	中 3303	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	幹 1036	大津市浜大津一丁目 ～大津市浜大津一丁目	0.1		
	市	金亀町３号線	彦根市金亀町 ～彦根市金亀町	0.5		
	市	高宮多賀線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.5		
	市	高宮町七軒町・桃線	彦根市高宮町 ～彦根市高宮町	0.3		
	市	八坂西今線	彦根市八坂町 ～彦根市八坂町	0.4		
	市	高田神照線	長浜市高田町 ～長浜市宮前町	0.3		
	市	錦織湖岸線	長浜市錦織町 ～長浜市下八木町	2.8		
	市	黒橋八木線	近江八幡市出町 ～近江八幡市八木町	1.8		
	市	近江八幡駅千僧供線	近江八幡市千僧供町 ～近江八幡市鷹飼町	1.5		
	市	大路４号線	草津市大路二丁目 ～草津市大路二丁目	0.1		
	市	草津駅下笠線	草津市野村六丁目 ～草津市西大路町	0.7		
	市	医科大学東線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.5		
	市	南笠東８号線	草津市笠山七丁目 ～草津市笠山七丁目	0.3		
	市	勝部吉身線	守山市吉身六丁目 ～守山市梅田町	0.8		
	市	下ノ郷吉身線	守山市守山町四丁目 ～守山市吉身二丁目	0.2		
	市	元町杉江線	守山市三宅町 ～守山市金森町	0.2		
	市	手原駅新屋敷線	栗東市手原二丁目 ～栗東市安養寺一丁目	0.4		
	市	松尾・山幹線	甲賀市水口町松尾 ～甲賀市水口町松尾	0.4		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	新町・貴生川幹線	甲賀市水口町水口 ～甲賀市水口町水口	0.1		
	市	乙窪比留田線	野洲市西河原 ～野洲市西河原	0.3		
	市	野洲中央線	野洲市小篠原 ～野洲市小篠原	0.6		
	市	高川野畑線	高島市新旭町北畑 ～高島市新旭町北畑	0.8		

２．第２次緊急輸送道路

路線番号	種別	路　線　名	区　間 （起点～終点）	延長（km）	車線数	備　考
	市	北浜寅丸線	高島市今津町今津～高島市今津町今津	0.3		
	市	新庄木津線	高島市新旭町新庄 ～高島市新旭町北畑	0.5		
	市	３・４・４青柳・五番領線	高島市安曇川町西万木 ～高島市安曇川町田中	1.7		
	市	西万木・五番領線	高島市安曇川町五番領 ～高島市安曇川町西万木	0.8		
	市	打下永田線	高島市高島町永田 ～高島市高島町城山台二丁目	1.4		
	市	高島駅前線	高島市高島町城山台二丁目 ～高島市高島町勝野	0.2		
	市	近江高島駅東線	高島市高島町勝野 ～高島市高島町勝野	0.1		
	市	今津駅前線	高島市今津町中沼二丁目 ～高島市今津町今津	0.1		
	市	湖岸線	高島市今津町今津 ～高島市今津町今津	0.2		
	市	北町屋金堂線	東近江市五個荘金堂町 ～東近江市五個荘北町屋町	0.9		
	市	桜川西赤坂線	東近江市川合町 ～東近江市桜川西町	1.6		
	市	妹市ケ原線	東近江市妹町 ～東近江市妹町	0.4		
	市	八日市芝原線	東近江市八日市野々宮町 ～東近江市東今崎町	0.8		
	市	きぬがさ街道線	東近江市きぬがさ町 ～東近江市五個荘川並町	1.9		
	市	塚本石馬寺線	東近江市五個荘川並町 ～東近江市五個荘塚本町	0.8		
	市	小田苅・御幸橋線	東近江市小田苅町 ～東近江市小田苅町	0.8		
	市	小八木愛知野蚊野外線	愛荘町蚊野外 ～東近江市小田苅町	0.1		
	町	小口八重谷線	竜王町薬師 ～竜王町小口	2.0		
	町	東西線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.4		
	町	西通り線	竜王町小口 ～竜王町小口	0.5		
	町	愛知川・栗田線	愛荘町愛知川 ～愛荘町市	0.8		
	町	上蚊野・島川線	愛荘町上蚊野 ～愛荘町蚊野外	0.8		
		市町道計	59 路線　61 区間	37.8		市町管理
		第２次緊急輸送道路　計	140 路線　158 区間	439.2		

参考資料　用語解説集

【あ行】

○Ｉｓ値

Ｉｓ値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。

一般的なＩｓ値の目安は以下のとおりです。（旧建設省告示）

Ｉｓ値 0.3 未満……破壊する危険性が高い

Ｉｓ値 0.3 以上 0.6 未満……破壊する危険性がある

Ｉｓ値 0.6 以上……破壊する危険性が低い

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約２００万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

出典「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による

○既存不適格建築物

建築した時は建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、法令の規定に適合しなくなってしまった建築物のことです。違反建築物ではありませんが、建替えや一定規模以上の増改築を行う場合は、現行法令の規定に適合させる必要があります。

○既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性にかかる建築基準法または条例の規定に適合していない、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着工した建築物（⇒耐震不明建築物）のことです。

○旧耐震基準（⇔新耐震基準）

「耐震基準」を参照。

○旧耐震建築物

「耐震基準」を参照。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

○建ぺい率

建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合です。建築面積とは、建築物の壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた水平投影部分の面積のことです。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

○市町耐震改修促進計画

各市町の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画です。

○滋賀県地域防災計画

滋賀県域における災害に対処し、県民の生命、身体および財産を保護するため、滋賀県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めています。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部･地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられています。

○住宅・土地統計調査

住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が５年ごとに実施しています。

○上部構造評点

『木造住宅の耐震診断と補強方法』（一般財団法人日本建築防災協会刊）において定める木造建築物に関する『構造耐震指標』（Ｉｗ）のことで、建物を壊さないで床や壁の仕様・部材、筋交いや耐力壁の接合部の状態、劣化状況などを調査して評価した「保有耐力」を想定される地震動と地盤・建物の形状・壁の配置等を

もとに解析して算出した「必要耐力」で除した数値であり、地震動に対する木造住宅の土台から上部（上部構造）の耐震性を評価するための数値です。

一般的な上部構造評点の数値の目安は、次のとおりです。

0.7 未満・・・・・・・倒壊し、または崩壊する危険性が高い

0.7 以上 1.0 未満・・・倒壊し、または崩壊する危険性がある

1.0 以上・・・・・・・倒壊しまたは崩壊する危険性が低い

○所管行政庁

耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められている地方公共団体のことで、滋賀県においては、建築基準法の規定に基づく建築主事を置く 7 市（大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市)、ならびにその他の市町の域においては滋賀県知事がこれにあたります。

○新耐震基準（⇔旧耐震基準）

「耐震基準」を参照。

○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕もしくは模様替え、一部の除却または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

その後、平成 18 年 1 月に改正され、大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、都道府県が計画の策定を行うことが定められました。

平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数の方が利用する建築物および避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、危険物の貯蔵等を行う建築物のうち大規模なものについて、その所有者が耐震診断を行い所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁がその結果を公表することとなりました。また、用途・規模を問わず、全ての建築物（旧耐震建築物）の所有者に対し、耐震診断・耐震改修の努力義務が求められることとなりました。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年M7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。また、昭和 56 年 5 月以前の耐震基準を旧耐震基準と呼び、旧耐震基準で設計された建築物を一般的に旧耐震建築物と呼んでいます。

○耐震不明建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した建築物のことです。ただし、同年 6 月 1 日以降に増築、改築、大規模の修繕等に着手し、建築基準法の規定に基づく検査済証の交付を受けているものは除きます。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

○通行障害既存耐震不適格建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物のことで、前面道路の幅員と建築物の配置高さの要件を満たす既存耐震不適格建築物のことです。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。地域の気候・風土に適応して木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

○道路をふさぐおそれがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物です。

○特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある一定規模以上のもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものをいいます。耐震診断・耐震改修に関する、所管行政庁による指導・助言等の対象となります。

○特定天井

脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがある天井のことで、次の全ての要件を満たすものが該当します。

・居室、廊下その他人が日常立ち入る場所に設けられるもの。
・高さが６ｍを超え、水平投影面積が２００㎡を超えるもの。
・単位面積質量が２キログラムを超える天井面構成部材等で構成されるもの。

○特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、各自治体が民間事業者等に対して建設費や家賃の補助を行い、中堅所得者向けに供給する一定の基準を満たした良質な賃貸住宅のことです。

【な行】

○南海トラフ巨大地震

日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数ｃｍの割合で沈み込んでいる場所を震源として発生する地震です。

この地震は 100～200 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されています。

○ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

【は行】

○ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策です。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

○避難路沿道建築物

平成 25 年の耐震改修促進法改正の規定に基づいて、滋賀県が大地震発生時の通行を確保する目的でその沿道の建築物の倒壊を防ぐために指定した道路の敷地が接しており、かつ道路の幅員に対し一定の高さを持つ既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）のことを本計画内で「避難路沿道建築物」と定義しています。その所有者は耐震診断を実施し、結果を所管行政庁あて報告する義務があります。
（⇒通行障害既存耐震不適格建築物）（⇒要安全確認計画記載建築物）

○琵琶湖西岸断層帯地震

琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市（旧マキノ町）から大津市国分付近に至る断層帯で、概ね南北方向に延びています。本断層帯は過去の活動時期の違いから、断層帯北部と断層帯南部に区分されます。断層帯北部は、高島市に分布する断層であり、長さは約 23ｋｍで、ほぼ南北方向に延びています。断層帯南部は、高島市南方（旧高島町付近）の琵琶湖西岸付近から大津市国分付近に至る断層であり、長さは約 38ｋｍで、北北東－南南西方向に延びています。断層帯全体としてさは約 59ｋｍであり、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層です。

想定されている地震の規模は、断層帯北部で M7.1 程度、断層帯南部で M7.5 程度とされ、断層帯全体で発生する場合は M7.8 程度が想定されています。

○防災拠点施設等

官公署その他大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物として滋賀県が指定した既存耐震不適格建築物のことを本計画内で「防災拠点施設等」と定義しています。（⇒要安全確認計画記載建築物）

【や行】

○要安全確認計画記載建築物

要安全確認計画記載建築物は、通行を確保すべき道路として、都道府県または市町村が指定した道路の沿道にあって地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物（滋賀県では「避難路沿道建築物」）、または都道府県が指定する、病院、官公署等、その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要である建築物（滋賀県では「防災拠点施設等」）を総称したもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものです。

この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務付けられています。

○要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の人々が利用する建築物、避難に配慮が必要とされる方が利用する建築物または危険物の貯蔵場・処理場のうち、一定の規模以上のもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたものです。

この建築物には、耐震診断の結果の報告が義務付けられています。

○容積率

容積率とは、敷地面積に対する延床面積の割合です。延床面積とは建築物の各階の床面積の合計面積のことです。